令和９年度
国の施策並びに予算に対する
提案・要望

令和８年11月

長野県

しあわせ信州
山々と育む　すこやかな国

日頃、長野県の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、確かな暮らしを守り、真に豊かな社会を構築していくための取組を推進するとともに、県民全体で人口減少社会に向き合う羅針盤となる「信州未来共創戦略」を取りまとめ、新たな時代へのパラダイムチェンジに挑戦しています。

また、長引く物価高や国際情勢の不安定化により、県民の暮らしや経済活動は依然として厳しい状況であることから、経営に大きな打撃を受けている事業者や、実質賃金の伸び悩み等により暮らしに困難を抱える方への切れ目ない支援に取り組むとともに、持続可能で強靭な産業構造への転換に向けた取組を強化しているところです。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げるとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和９年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年（2026年）11月

長 野 県 知 事　　阿　部　守　一

提案･要望事項　一覧

１　子ども･若者が夢や希望を持てる社会の実現について …… １

（内閣府･こども家庭庁･厚生労働省･文部科学省）

２　安定的な財政運営に必要な地方財源の確保･充実について …… ３

（内閣官房･内閣府･総務省･財務省）

３　地震防災対策の充実･強化について …… ５

（内閣府･総務省･国土交通省）

４　地方分権改革の推進について …… ７

（内閣府･総務省）

５　人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について …… ９

（内閣官房･内閣府）

６　地域未来戦略に関する支援の充実について …… 11

（内閣官房･内閣府･経済産業省･中小企業庁）

７　社会的養育推進のための体制づくりへの支援について …… 13

（こども家庭庁）

８　行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて …… 15

（内閣府･こども家庭庁･厚生労働省）

９　持続可能な地域づくりについて …… 17

（総務省）

10　暮らしと産業を支える社会資本整備予算の確保について …… 19
（総務省・財務省）
11　寒冷地手当に係る制度の見直しについて …… 21
（総務省）
12　更生保護施設の安定的な運営確保に向けた取組について …… 23
（法務省）
13　個別最適な学びの実現について …… 25
（総務省・文部科学省）
14　未来を担う若者の高等教育機会の確保について …… 27
（文部科学省）
15　陸上競技場公認更新における補助制度の創設について …… 29
（国土交通省・文部科学省・スポーツ庁）
16　生活困窮者支援の推進について …… 31
（厚生労働省）
17　医療提供体制の確保について …… 33
（厚生労働省）
18　医師の確保について …… 35
（厚生労働省）

19　新型コロナウイルス感染症罹患後症状（いわゆる後遺症）に係る調査・研究の推進について …… 37
（厚生労働省）

20　資材等価格高騰にも負けない持続可能な農業への転換について …… 39
（内閣府・農林水産省・経済産業省）

21　物価高騰・持続的賃上げへの対策について …… 41
（内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）

22　中山間地等におけるSS支援について …… 43
（消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁）

23　持続可能な社会を支える地域公共交通の維持・発展について …… 45
（総務省・国土交通省）

24　本州中央部広域交流圏の形成について …… 47
（内閣官房・国土交通省）

25　県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について …… 49
（内閣官房・総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省）

26　未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について …… 51
（国土交通省）

27　ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について …… 53
（国土交通省・林野庁）

28　インフラメンテナンス予算の確保について …… 55
（農林水産省・林野庁・国土交通省）
29　上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について …… 57
（国土交通省）
30　水道事業の広域化に向けた取組について …… 59
（国土交通省）
31　アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について …… 61
（総務省・スポーツ庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省）
32　ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて … 63
（総務省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
33　循環型社会形成推進交付金について …… 65
（環境省）
34　国立・国定公園等における環境保全と適正利用の推進について …… 67
（環境省）
35　クビアカツヤカミキリによる被害対策の強化について …… 69
（農林水産省・環境省）
36　県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策の推進について …… 71
（環境省）
37　日米地位協定の見直し等について …… 73
（外務省・防衛省）

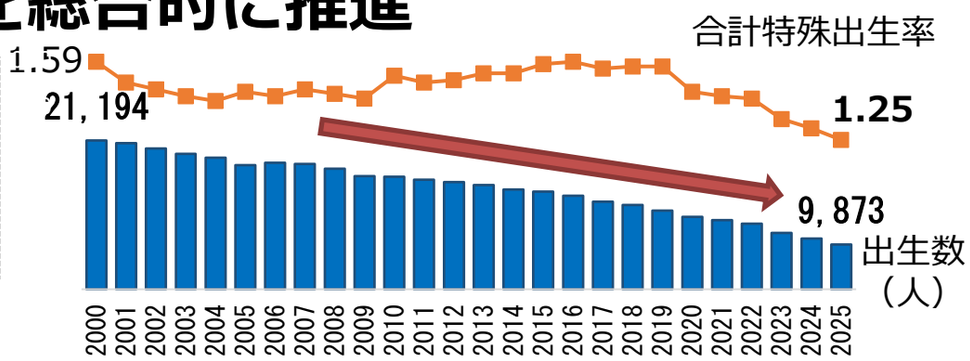
1　子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省】

長野県の状況

●次代を担うこどもを社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

・長野県の合計特殊出生率は1.25（R7）で、全国平均（1.14）を上回ってはいるものの、出生数は年々減少している
・急速な少子化に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の経済的基盤の安定や仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要



厚生労働省「人口動態統計」

取　組

○県、市町村、産業界が一体となり、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

◇ 県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施（R4.3）
・集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を改訂（R6.3）

◇「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3施行）

◇ オール信州で人口減少対策を進めるための**「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を設立**（R6.12）
・行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となる**「信州未来共創戦略」を策定**

◇ 深刻化する少子化・人口減少に全庁を挙げて取り組むため、**「長野県人口減少対策本部」を設置**（R8.9）

◇ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、
「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進（認証企業　490社（R8.3））

○保育の質の向上、子育て家庭の経済的負担の軽減

◇ 安全で質の高い保育を実現するため、０歳と１歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等に対して、保育士の加配に係る経費を支援（R5～）

◇ 子育て家庭を応援するため**「子育て家庭応援プラン」**により経済的負担を軽減するための支援を拡充（Ｒ6～）
・３歳未満児の保育料について、第３子以降を無償化、第２子を半額にする等の支援を実施
・妊娠期から義務教育年齢までを対象に、子育て家庭の負担軽減に要する経費を支援する**「子ども・子育て応援市町村交付金」を実施**
・こどもの医療費の助成について、県内全市町村が高校３年生までの医療費助成を実施。県は市町村経費のうち中学校３年生までの１/２を助成
・年収目安590万円から910万円未満の子どもが２人以上いる世帯などに対し、私立高等学校の授業料の1/2程度を支援

○子ども・若者支援施策の推進

◇ 自宅外での大学等進学者を対象とした給付型奨学金を支給、従業員への奨学金返還支援制度を設ける企業に助成（R5～）

◇ 若者が政策提案を行う**信州若者みらい会議・信州みらいフェスの開催**（R6～）や、**ユースセンターの設置を促進**（R7～）

◇ **「子ども・若者総合相談センター」**を設置し、困難を抱える子ども・若者からの相談支援体制を強化（R7～）

課　題

■子ども・子育て支援施策（こどもの医療費助成等）については、**全国的に自治体の過度な競争**や、**財政力の違いによるサービス格差**が生じており、**最低限の社会保障（ナショナルスタンダード）については国が責任をもって実施することが必要**

■全国一律に基準や制度が定められているため、**地域の実情に応じた子育て支援サービス等の提供を行うことができない**

■保育士の配置基準は改善が進んでいるものの、０・２歳児は方向性が示されていない。また、「こども誰でも通園制度」本格実施を受け、更に多くの保育士が必要となっている

■収入の減少や職場の理解不足を背景に男女の育児休業取得率の差は依然として大きく、また長時間勤務により男性の育児・家事時間が短い傾向にあることから、**性別にかかわらず、仕事と子育ての両立を実現するための更なる環境整備が必要**

■**若者が主体的に行う活動を促進するための支援や、奨学金返還などの若者が抱える経済的負担の軽減が必要**

■「子ども・若者総合相談センター」は、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置が地方公共団体の努めとされており、**運営のための補助制度がR7年度に創設されたが、補助上限額が十分な額でない**

提案・要望

1 子ども・子育て支援におけるナショナルスタンダードの確立（こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省）

子ども・子育て支援施策について、地方自治体の財政力に応じて地域間格差が生じないよう、次に掲げる全国一律で行うべき施策は、ナショナルスタンダードの観点から、国の責任において必要な財源を確保した上で実施すること

・地方自治体が独自に実施しているこどもの医療費助成制度について、全国一律の制度を早期に創設すること

・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、０歳児から２歳児までの保育料の完全無償化を早期に実現すること

・中学校の学校給食費の負担軽減を早期に実現するとともに、物価高騰の影響や各自治体の給食費の状況を把握し、「基準額」の見直しを行うこと

2 保育人材確保に向けた処遇改善、地域の実情に応じた子育て支援サービスの確保（こども家庭庁）

・現行の保育士配置基準について、保育現場の実態に見合うよう引き続き改善するとともに、保育士加配への財政支援を拡充すること
また、公定価格についても保育士の労働実態を適切に反映するよう見直しを行い、保育人材確保に向けた処遇改善を引き続き進めること

・「こども誰でも通園制度」をはじめとした保育等の子育て支援サービスについては、一定の質を確保した上で、地域の実情に応じて自治体等が円滑に事業を実施できる制度とするとともに、それに伴う財政負担についても国が責任を持って支援を行うこと

3 「共働き・共育て」の推進、家事・育児時間の男女間格差是正に向けた取組の推進（内閣府・こども家庭庁・厚生労働省）

性別を問わずテレワークやフレックスタイム制等の柔軟な働き方を利用しやすい職場環境の整備及び長時間労働の是正、企業への支援による、雇用の場における「共働き・共育て」を推進すること。また、（独）男女共同参画機構等において、家事・育児時間の男女間格差是正に効果が検証された施策を自治体向けに提示するとともに、国としてもその施策推進を図ること

4 子ども・若者支援施策の充実（こども家庭庁）

・来年度から地域少子化対策重点推進交付金が廃止され「地域こども政策推進事業」に統合されることを踏まえ、地方自治体による既存又は新規の子ども・若者支援施策の推進に支障を来さないよう、自治体の事務負担を考慮した制度設計及び確実な予算確保を行うこと

・若者が主体的に行う活動を促進する取組（ユースセンターの設置・運営やユースワーカーの配置も含む）を支援する補助制度を創設するとともに、若者の経済的負担軽減を図るため、奨学金返還額の一定割合について減税又は給付を行うなど、新たな支援制度を創設すること

・子ども・若者総合相談センター等でオンライン相談等の多様なニーズへ対応ができるよう、「地域における若者支援コーディネート事業」について、地域のニーズに応じてその補助上限額を引き上げるとともに、十分な予算を確保すること

2　安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣官房・内閣府・総務省・財務省】

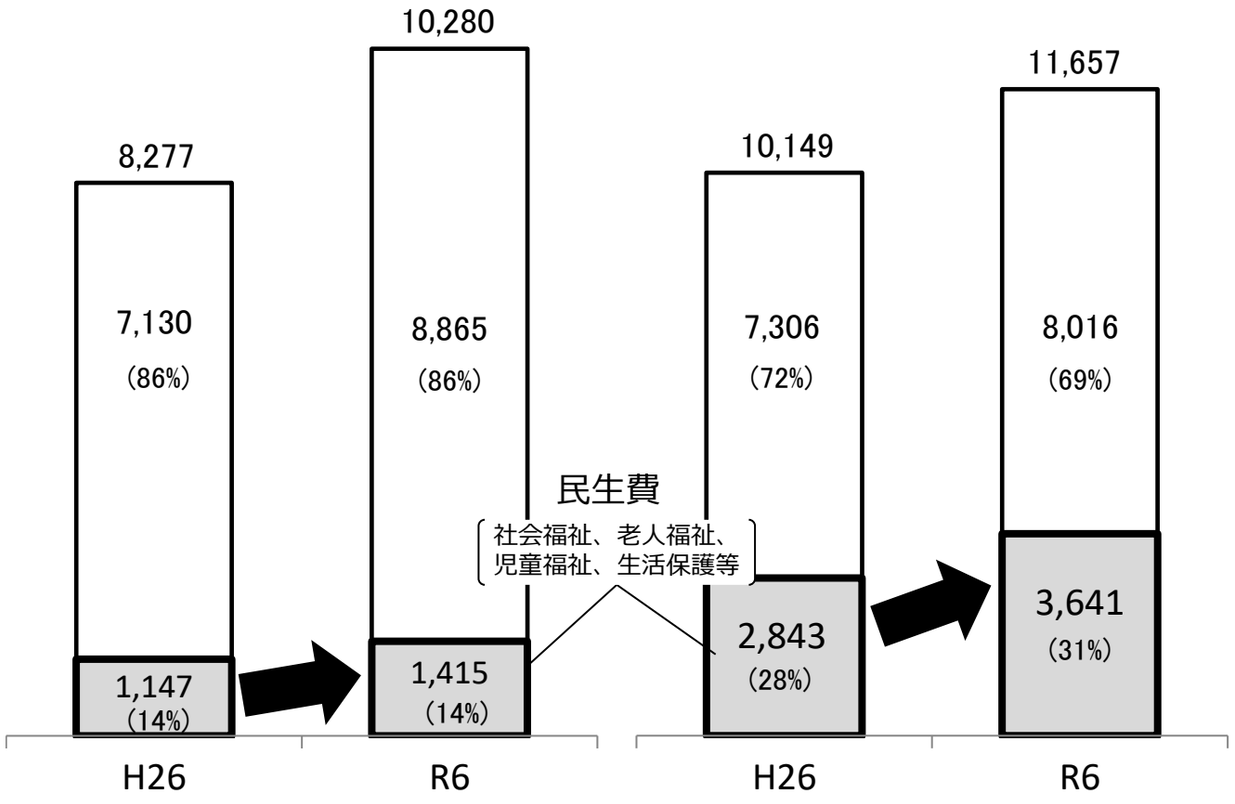
長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

・社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は1.2倍超に増加

普通会計決算における社会保障関係費　(単位：億円)



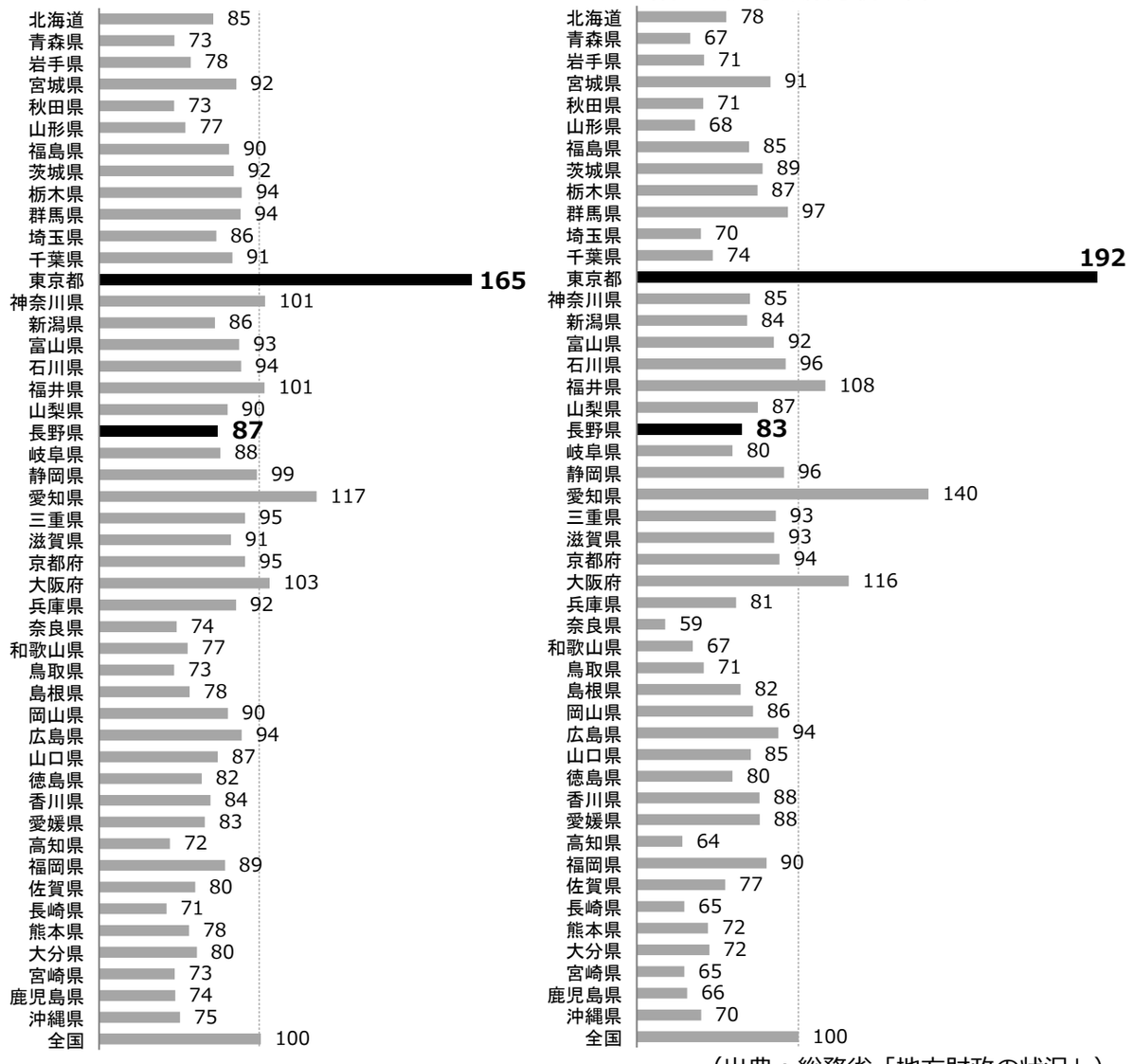
10年で、民生費が
268億円増加（約1.2倍）

10年で、民生費が
798億円増加（約1.3倍）

・地方公共団体間の税収格差の存在

地方税収について、都道府県ごとに遍在性があり格差が生じている。特に法人関係二税の格差が大きい

人口1人当たりの税収額の指数(令和6年度決算額、全国平均を100とした場合)



（出典：総務省「地方財政の状況」）

課　題

■ 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要

- 地方が、人口減少・少子化対策の一層の充実強化をはじめ、防災・減災対策や公共施設等の長寿命化対策、脱炭素社会の実現に向けた取組などを継続的に実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
- 直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある

提案・要望

令和９年度予算における地方財源の確保・充実

1　地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や給与改定の実施等に伴う人件費の増加、物価・金利の動向等を地方財政計画に適切に反映し、令和９年度においても一般財源総額を確実に確保すること。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築すること。加えて、経済財政運営と改革の基本方針2026で示された、補正予算については真に緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針の実現に当たっては、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずること

2　地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

3　臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

4　地方交付税措置のある地方債の期間延長（総務省・財務省）

地方が引き続き公共施設の長寿命化・集約化などに取り組めるよう、令和８年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業年度を延長し確実な財源措置を図ること

5　地域未来戦略の推進に向けた財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

地域未来戦略の実現に向け、地方の実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めるため、「地方創生推進費」（1.0兆円）を確実に確保するとともに、地域未来交付金について、地方のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充と制度の継続的な運用を図ること

6　税制改正に伴う代替財源の確保等（内閣官房・総務省・財務省）

軽油引取税等の当分の間税率や自動車税等の環境性能割の廃止に伴う減収について、代替の恒久財源を確実に確保すること。また、令和９年度からの導入が予定されている就業者負担軽減支援金に係る地方負担額については、その全額を地方財政計画の歳出に計上した上で一般財源総額を増額確保するとともに、個別団体の地方交付税の算定においても地方負担の全額を基準財政需要額に算入するといった地方財政措置を確実に講じ、個別団体の財政運営に支障が生じないようにすること。加えて、飲食料品消費税率の臨時的な引下げに当たっては、地方消費税の減収額全額の地方特例交付金による補塡及び各年度における必要な地方交付税総額の適切な確保を確実に行うこと

7　直轄事業負担金に充当する公共事業等債に対する財政措置等の充実（総務省）

直轄事業負担金について、負担額が大きい一方、事業費や事業の進捗等に地方の直接的な裁量がないことから、直轄事業負担金の地方負担額に対する公共事業等債の交付税措置率を引き上げるなど、財政措置を拡充すること

3　地震防災対策の充実・強化について

【内閣府・総務省・国土交通省】

長野県の状況

●令和８年熊本地震の被災地支援と地震防災対策の総点検に着手

・長野県災害支援県民本部を立ち上げ、熊本県に対し、発災当初から支援を速やかに実施
・令和６年能登半島地震を受け「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定。「地震災害死ゼロ」に向けて、耐震化の促進、避難所環境改善等に取り組んでいたところ
・今回の熊本地震の教訓を踏まえ、改めて地震防災対策の総点検に着手する

取　組

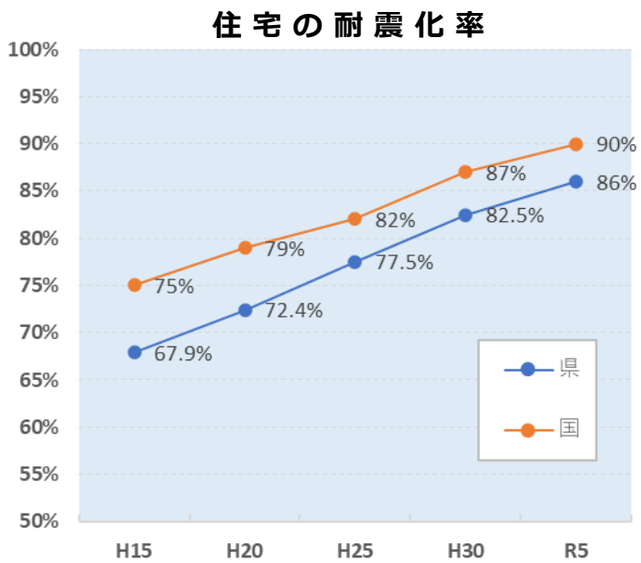
○オール信州体制で被災地を支援



・被災地のニーズや支援内容等の情報共有を行い、総力を挙げて被災地を支援するため、県、市町村及び関係団体が構成員となる長野県災害支援県民本部を8/31に設置
・長野県合同災害支援チーム（チームながの）を編成し、熊本県宇城市において、中部ブロック幹事としての応援団体のとりまとめや罹災証明受付、住家の被害認定調査などの被災地支援を実施（8/3~）
・継続的な人的支援により、被災者の支援のみならず被災市町村職員を復旧・復興に向けた本来業務に注力できる環境づくりに寄与
・入浴支援や避難所運営支援のため被災地入りした民間団体や、義援金等による被災地の支援、市町村による物資の提供など、県を挙げて被災地を支援

○「長野県地震防災対策強化アクションプラン」で本県の喫緊の課題に対応

・発災時の被災者の健康維持と、災害関連死防止を目的に、組立式トイレ130基をR6に緊急導入
R7に、エアベッド（1,500基）と簡易テント（1,100基）を配備
市町村と連携し、広域で対応可能な備蓄体制を整備
・大規模災害発生時に、通信環境を確保し情報孤立を解消するため、可搬型衛星通信インターネットサービス機器（スターリンク）を、10広域に配備
・その他、緊急輸送道路整備、迂回機能強化や道路法面対策など防災対策関連施策も重点化
・避難所の暑さ対策や、被災自治体における受援力の重要性など、今回の熊本地震において浮かび上がった教訓を踏まえて、本県の地震防災対策を検証



課　題

- ■過疎化や高齢化が顕著な中山間地の住宅は都市部に比べて1.6倍ほど規模が大きく、住宅所有者の負担が大きくなり**耐震化の遅れが顕著**
- ■道路の寸断は、救助・救出・救援や、速やかな支援開始に大きく影響するため、**道路の強靭化は最重要かつ最優先**の課題
- ■**地籍調査の進捗率**が39%と低く、被災後に地籍の確定が速やかにできず、復旧・復興に遅れが生じるおそれ
- ■生活立て直しに必要な被災者生活再建支援金の支給対象は、損害割合30%以上の**「中規模半壊」どまり**。さらに法の適用は、市町村単位となることから、同一災害による被害であっても、**支援を受けられない住民が発生**
- ■平成19・29年の道路交通法改正により、**普通自動車免許では車両総重量が大きな車の運転が不可能**になったため（例：29年以降の普通免許では3.5トン未満）、今後、災害時の給水車派遣に支障が生じるおそれ（能登半島地震では3.5トン超の車が多数支援実施）
- ■道路の寸断等により支援物資の輸送に時間を要する事態に備え、市町村は十分な物資備蓄が求められる一方、物資の購入に対する**財政措置は不十分**
- ■大規模災害時は、県境を越えた避難が必要となるが、広域での自治体間調整の仕組みはなく、避難者の把握手段も未構築

提案・要望

1　住宅の耐震対策の充実（国土交通省）

住宅の所有者負担を軽減するため、規模が大きな住宅の耐震改修補助額の上限を引き上げること

2　緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化の推進と財政支援（国土交通省）

緊急輸送道路整備やダブルネットワーク強化等を推進し、道路法面対策等の地方自治体が行う防災対策に必要な予算を確保すること
また、能登半島地震により、緊急輸送道路の高盛土区間において、複数の大規模崩壊が発生したことから、盛土のり面を含む特定土工構造物点検を速やかに実施できるよう必要な予算を確保すること

3　地籍調査事業の推進（国土交通省）

災害からの迅速な復旧・復興に重要な役割を果たす地籍調査事業を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること

4　被災者生活再建支援法の拡充（内閣府）

支援金支給対象となる被災世帯を全ての「半壊」世帯に拡大すること。法の適用を受ける市町村が１つでもある場合は、被災した全ての市町村に適用するなど、適用区域の不均衡解消を図ること

5　給水車運転職員の準中型自動車等の免許取得費用に係る補助制度の創設（内閣府）

災害時に安定的に給水車を派遣できるよう、給水車運転職員の準中型自動車免許等の取得を支援する補助制度を創設すること

6　大規模災害を見据えた備蓄物資購入への十分な財政支援（内閣府）

地方自治体が行う災害用の消耗品の購入に対して、普通交付税の算定基準額の見直しなど十分な財政支援措置を講じること

7　広域避難時に支援に必要な避難者情報を自治体間で共有するシステムの構築（内閣府・総務省）

国において自治体間の広域避難を調整する仕組みを整備するとともに、持病やアレルギー情報などの避難者を支援する上で必要となる情報を避難先自治体と一元的に共有できるシステムを構築すること

4　地方分権改革の推進について

長野県の状況

【内閣府・総務省】

●義務付け・枠付けの見直しや農地転用許可など国から地方への事務・権限の移譲により、地域の実情に応じた施策の展開が可能となり、地方公共団体の自主性・自立性は着実に高まってきた

本県は、国が平成26年から導入した「提案募集方式」に基づき、毎年度、権限移譲や規制緩和に関する提案を提出

・地方分権改革に関する「提案募集方式」への本県の提案状況　（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本県提案	7	4	2	5	8	4	6	5	6	9	2	14
共同提案	0	3	5	4	7	4	3	9	2	6	1	1
追加共同提案	－	6	24	15	18	37	42	99	60	64	50	44

《本県提案により実現可能となった例》

豚熱ワクチン接種に関する提案（令和2年度地方分権改革推進アワード受賞）

これまで

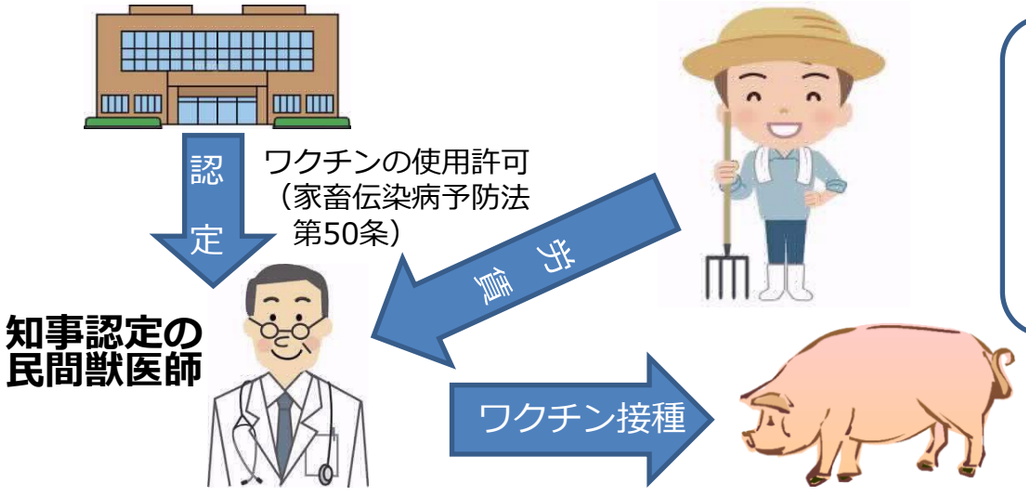
家畜伝染病予防法第６条による豚熱ワクチン接種は県の獣医師職員である家畜防疫員に限定

【問題点】
・ワクチン接種が家畜保健衛生所の業務を圧迫
・民間獣医師を家畜防疫員として県職員に任用した場合には、家畜伝染病予防法第60条第１項第３号の国の負担金（1/2）は対象外

効率的な接種体制の確保のため家畜防疫員以外の民間獣医師の接種を可能とするよう提案

実現した内容

【国の防疫指針の改正（R3.4～）】
家畜防疫員による接種のほか、**知事が適時性及び家畜防疫員としての適切性に係る要件を満たすと認定した民間獣医師（知事認定獣医師）による接種も可能に**！



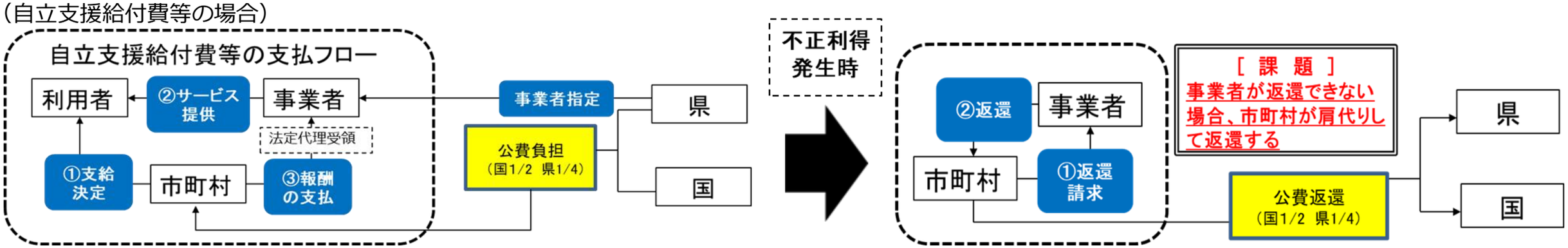
豚熱の感染拡大防止のためワクチン接種体制を強化

課　題

■従うべき基準や補助金制度による国の関与、地方の役割に見合った税財源が十分に確保されていないことなどにより、必ずしも地方が自らの判断と責任において役割を果たすことができない状況が続いており、地方分権改革は未だ「道半ば」

【事例】・自立支援給付費等（国負担１/２）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている

（自立支援給付費等の場合）



■国と地方間の構造的な課題として「責任」と「権限」の不一致が生じており、施策の実効性の低下などに繋がっている

■戦後80年が経過する中で、国と地方との役割分担や関係性について時代の変化に即した改革を行う時期にある

提案・要望

1　国と地方の役割分担や関係性の適正化

地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に実施できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進めること。特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、設定された基準については廃止又は参酌基準化するなど、国の過度な関与を見直すこと

また、ナショナルスタンダードとして国が担うべき政策を明確化するとともに、人口減少・デジタル社会に対応した国・都道府県・市町村の役割分担と関係性や、責任に見合った権限のあり方について、「法定受託事務」のあり方の見直しも含めて、地方制度調査会等において、横断的かつ抜本的かつ体系的な議論を行うこと

2　補助金等における国と地方の関係の見直し

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条に基づき都道府県の知事の同意の下で事務が行われる補助金については、不同意により市町村が補助を受けられなくなる懸念から、実質的に不同意が困難である。当該補助金のうち、地方に裁量の余地が乏しく、国が直接実施することが効果的・効率的なものについては、国の直接執行を検討するなど、制度の見直しについての議論を深めていくこと

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと

3　国と地方の率直な意思疎通

地方の実情などについて率直に意思疎通を図れるよう、国と地方の協議の場に限らず、分野ごと省庁ごとに意見交換の場を設けること

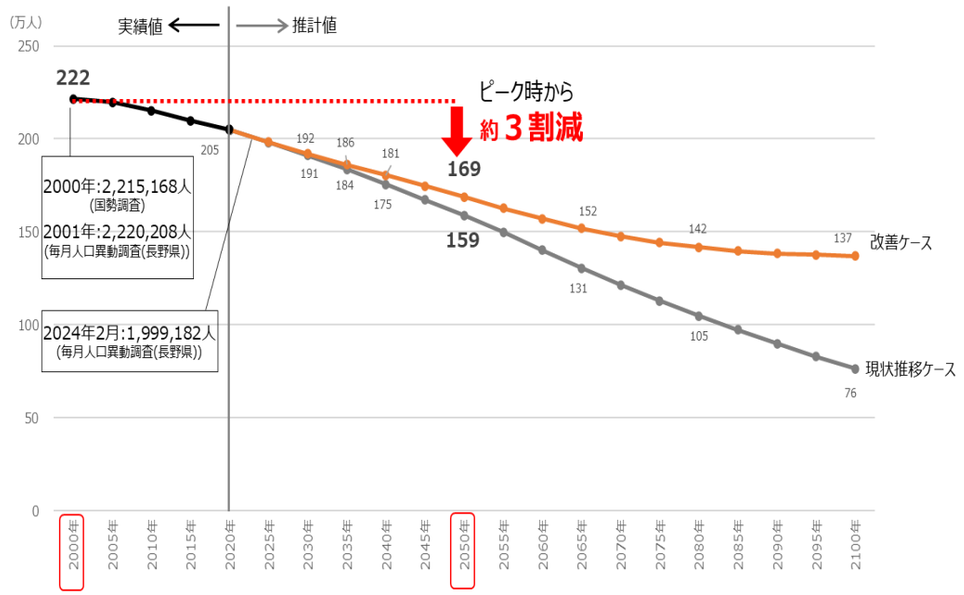
5　人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について

長野県の状況

【内閣官房・内閣府】

●人口減少により生ずる様々な課題を乗り越え、明るい未来を実現するため、率先して取り組む

・長野県の2050年の将来推計人口は、現状のまま何もしなければ、2001年のピーク時から約３割減少する「７がけ社会」が到来する見通し
・長野県の合計特殊出生率は1.25（R7）と、全国を上回っているものの５年連続で低下。今後、出生率が改善したとしても、しばらくの人口減少は不可避
・高齢化が進み、2050年には高齢者が長野県の総人口の４割を超える見通し
・20～24歳の転出超過が最も大きく、同世代の女性の転出超過が最も深刻（大都市圏への流出）



出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

取　組

○多様な主体が参画する「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を立ち上げ、県民みんなで人口問題に向き合うための羅針盤として「信州未来共創戦略」を策定、オール信州で戦略を推進（R6.12～）

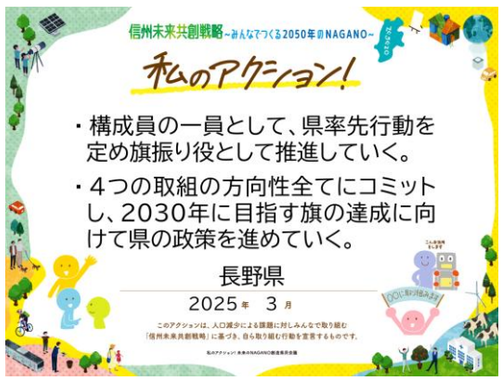
○長野県も県民会議の一員として、戦略に基づく県としてのアクションを策定し、取組を実施（R7.3～）

【主な県のアクション】

◇ 若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり
・ユースワーカー交流会等により、ユースセンター設置拡大を支援
・「ジェンダー主流化」の考え方を県組織へ浸透させ、あらゆる施策へ反映

◇ 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～
・“共感”を軸にターゲットへの行動変容を促す移住プロモーションへ刷新
・住宅を空き家にせず、市場への流通を促すセミナー・相談会の開催

◇ 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～
・広域路線維持・確保のため「信州型広域バス路線支援制度」により支援



◇ 変革期を乗り越える経営等の革新
・売上高10億円超を目指す企業の成長を総合的な経営支援により後押し
・経営者向けフォーラムの開催、企業と女性役員候補のマッチング、女性管理職候補の育成などを行うW.E.L.L.NAGANO（仮称）を展開
・学生の自己ＰＲに基づく企業からの「スカウト型マッチング支援」を実施

○信州未来共創戦略の推進と、歯止めのかからない人口減少に対して子ども・若者の増加・定着を加速化するため、長野県人口減少対策本部を設置（R8.9～）

課　題

■地方創生がスタートして10年以上が経過し、本県においても地域資源を活かしながら活力を生み出す政策を自ら立案・実行し、社会増に転じるなど一定の成果があった。しかし、2025年の長野県の出生数は9,873人で、比較可能な1953年以降で過去最少となるなど、少子化に歯止めがかかっていない

■また、全国的に東京都への若者の集中が続いており、大学進学段階における東京都への集中も顕著であり、東京都の人口の全国シェアは11.6%である一方、**全国の大学生に占める都内大学生の割合は26.7%と、大学生の４人に１人が都内大学生という状況**

■さらに、東京の大学生の７割が東京で就職しており、地方への人材還流は十分に進んでいない。**地域産業の振興などに取り組み、東京で学んだ若者が地方に戻り、活躍できる環境をつくることが重要**

■**人口減少により生ずる様々な課題を乗り越えるためには、人口減少を真正面から受け止め、これまでの「当たり前」を見直し、「社会の基本設計」を更新することが不可欠**

提案・要望

1　人口減少対策の推進（内閣府）

地域未来戦略で掲げる、「強い地域経済の構築」に向けて、地域産業クラスターや地域産業成長プランの実現を力強く支援すること
特に、地域の産業振興に貢献する人材の確保・育成の観点から、地方における学生定着と地方大学の振興・地域産業との連携が重要であり、**2028年３月末に期限を迎える「東京23区内の大学等の学生の収容定員の抑制」について、期限を延長**すること

また、これまでの地方創生で進めてきた取組（「豊かな生活環境」「選ばれる地方」）を着実に進めること

あわせて、地方が人口減少という構造的課題に真正面から向き合い、地方の実情に応じた具体的な施策を積極的に推進するため、「地域未来交付金」について、地方のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充と制度の継続的な運用を図ること

2　東京一極集中の是正（内閣官房・内閣府）

地方の将来にわたる持続可能性の確保に向け、過度な東京一極集中に歯止めをかける**抜本的な人口の流れの是正**と都市と地方が相互に支え合う観点から、国が大局的視点で、**税源の偏在是正**、**企業・大学や政府関係機関の地方分散**、**移住・定住・二地域居住促進**に取り組むこと

6　地域未来戦略に関する支援の充実について

長野県の状況

【内閣官房・内閣府・経済産業省・中小企業庁】

取　組

●「強い長野県経済」の実現を目指し、県を挙げた検討体制を構築

・県幹部による県内主要企業への訪問・ヒアリング（２月以降随時）
・県内市町村向け説明会の開催、市長会・町村会との定期的な意見交換（4，6月）
・地域産業成長プラン等に関する決定機関として、庁内に推進本部を設置（3，7月）
・長野県成長戦略推進会議を設置し、産業界等との意見交換を実施（6，7月）

長野県地域未来戦略推進本部

＜全庁横断の検討体制＞

〔構成〕知事、副知事、教育長、産業政策監、全部局長等

〔実施状況〕
第１回（R8.3.17）体制発足、情報共有、方針確認
第２回（R8.7.13）コンセプト、第１弾計画案決定

重点分野タスクフォース

＜個別分野の検討・伴走支援体制＞

〔構成〕分野ごとの専門的知見を有する企業経営者、関係機関、県等

〔実施状況〕テーマ・課題に応じて随時開催

連携・意見聴取

長野県成長戦略推進会議

＜産学官金の外部アドバイザリー体制＞

〔構成〕経済団体、金融機関、支援機関、大学、市町村、有識者、関係機関、県

〔実施状況〕
第１回（R8.6.4）成長期待分野に関する意見聴取等
第２回（R8.7.7）人材の育成に関する意見聴取等

●本件の産業の強み・特徴を生かした計画を策定、第1弾を国に提出

＜第1弾として国に提出した地域産業クラスター計画＞

航空宇宙・次世代モビリティ
-信州エアロスペース・バレーの形成-

8/28　第6回関係副大臣等会議にて公表

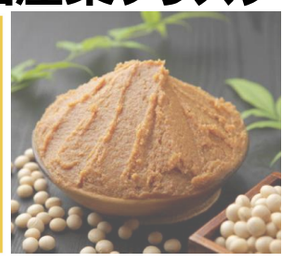


・培ってきた航空機関連の高い技術力を活かし、航空機システム・宇宙機器コンポーネントを重点化
・アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区参画企業を中心に県内企業の高度化と企業誘致を一体的に推進

フードテック（発酵・機能性等）
-長寿県・長野のフードテック」で世界市場に挑む食品産業クラスターの形成-

公表に向けて国と調整中





・発酵、乾燥、冷凍技術を活かした高付加価値食品分野を重点化
・食と農の研究開発基盤の強化と産学官連携により食品産業クラスター形成を推進

※この他、半導体、フィジカルAI、コンテンツ、本県の地域資源を生かした分野についても県内関係者等の意見交換を行い、計画策定に向け検討を進める

課　題

■国主導の一律な制度設計であり、要件のハードルが高く、計画の確認が完了した自治体は一部にとどまる
➡ 地域資源に応じたプラン策定が困難。小規模市町村が多い本県は策定・調整の負担も大きい

■投資誘発を掲げる地域未来戦略だが、サプライチェーン支援を含め、複数年度にわたる予算措置の予見可能性・規模感が不透明
➡財源の継続性・規模が担保されなければ、企業・自治体の投資判断が進まず、戦略の実効性が損なわれる

■ 半導体や航空宇宙等の広域的な成長産業に対し、国のクラスターの概念が特定地域の地理的集積に偏重
➡ 県域を越えて付加価値を生む広域サプライチェーンの実態と乖離

提案・要望

1　地方自治体への迅速かつ正確な情報提供と負担軽減（内閣官房・内閣府・経済産業省）

地方自治体に対し迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、地域産業成長プランについて、地方の意思を適切に反映できるよう手続きの簡素化や要件緩和を図り、国の関与を最小限にすること

県のプランに位置付けた市町村の取組は単独申請でも地域未来交付金の優先採択を受けられるようにするとともに、地方自治体の負担軽減に向け、プラン策定から実行までの国による伴走支援の仕組みを構築すること

2　複数年度にわたる予見可能な財源措置（内閣官房・内閣府）

企業や地方自治体が投資判断を行えるよう、サプライチェーン支援も含め、複数年度の支援が確実に見通せる予算措置を講じること

地域未来基金費の継続・拡充を図るとともに、市町村分を都道府県分とは別に算定するなど、市町村への配分の考え方を明確に整理した上で、早期に示すこと

3　クラスター形成に係る対象と支援の拡充（内閣官房・内閣府・経済産業省・中小企業庁）

県境を越えて分散するサプライチェーンを一体のクラスターとみなす仕組みが位置付けられたことを踏まえ、複数県にまたがる計画が想定される場合には、国が中心となり、関係都道府県間の調整や計画策定段階からの伴走支援を主導的に行う体制を構築すること

クラスター形成の基盤となる公設試験研究機関の研究開発機能強化や人材育成など、企業向け支援に加え、県が主体的に行う環境整備についても重点的に支援すること

地域産業成長プランに位置付ける中核的な企業以外にもサプライチェーンを支える地域の「中小企業」への省力化投資補助や税制優遇等の直接的なインセンティブを講じること

7　社会的養育推進のための体制づくりへの支援について

【こども家庭庁】

長野県の状況

●乳児院・児童養護施設等の専門性を活用した社会的養育の体制づくり

・平成28年の児童福祉法改正において、こどもが権利の主体として位置づけられ、「家庭養育優先原則」がこども家庭福祉の理念とされた
・平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」において、「パーマネンシー保障（人との永続的なつながりの保障）の考え方が示された
・さらに令和４年の同法改正においては、こうした理念の実現に向けて、市町村のこども家庭センターや家庭支援事業、里親支援センター等、こどもとその養育環境を支える社会的養育の様々な仕組みが法定化された
・長野県では、施設数が多い乳児院・児童養護施設の専門性を活かした社会的養育の体制構築を進めてきたが、県域が広く（分散的な生活圏域）、小規模市町村が多い県の特色も踏まえ、現行の「県社会的養育推進計画」を大幅に見直し、後期計画（R7～11年度）を策定した
・里親委託や特別養子縁組を一層推進するとともに、積極的に資源整備を進めて地域ごとの支援体制を充実・強化することにより「こどもの権利が保障される」長野県の実現を目指していく

取　組



○児童養護施設等の多機能化・機能転換の推進による社会的養育の充実

長野県では、他県と比べ相対的に施設数が多い、乳児院・児童養護施設の専門性を活かす社会的養育の体制構築等を進めている

【児童養護施設】

・H26年度以降、市町村をバックアップする地域の専門相談機関として、児童養護施設等への「児童家庭支援センター」設置を推進
・社会的養護下のこどもの自立支援として、Ｒ7年度から一般家庭との体験格差解消のため措置費に上乗せしてこどもの習い事等の課外活動経費への補助を開始　※この他、企業寄付金を活用しH27年度（～10年間）ケアリーバー向け奨学金を給付

【乳児院関係】

・里親委託（特に乳幼児）を推進するため、H30年度から乳児院の包括的里親支援事業を推進し、現在は里親支援センター設置を促進
※Ｒ８年４月現在　里親支援センター数：５か所（うち乳児院４か所）　更にＲ９年度に２か所増設予定
・乳児院（１か所）へ委託し、予期せぬ妊娠の相談窓口である「にんしんSOSながの」をH31年３月に開設　※Ｒ6年度から妊産婦等生活援助事業へ移行
・R7年度から「養親手数料負担軽減事業」を開始し、養子縁組の取組を強化

児童家庭支援センター設置による在宅支援強化

	R7年度（現状）	R11年度（目標・見込）
箇所数(a)	6 所	15所
こども人口(b)	267,582人	247,936人
(b)/(a)	44,597人	16,529人

里親支援センター設置による里親委託推進

	R7年度（現状）	R11年度（目標）
箇所数	3所	10所
里親登録数	268家庭	500家庭
里親等委託率（うち乳幼児）	24.6%（48.6%）	55.0%（75.0%）

注）里親等委託率は速報値

課　題

■乳児院・児童養護施設が専門性を活かして多機能化・機能転換等に取り組むための人的・資金的な余裕がない

・「家庭養育優先の原則」のもと、里親委託や施設の小規模化等の推進により入所児童が減少。今後もこの傾向が続くことが見込まれる中、入所児童数に応じて定員・措置費が決まる現行制度では、職員配置基準における最少定員を下回る小規模施設においては入所機能の維持が困難

【児童養護施設 定員】令和元年６月　14施設 541人　➡　令和8年６月　14施設 465人（▲76人）
【乳　児　院　定員】　同上　４施設　55人　➡　同上　４施設　44人【暫定41人】（▲11人）

・最少定員を下回る乳児院の場合、基準上の配置職員数は変わらないものの、措置費（収入）は減額し運営が厳しい状況

【A乳児院】R6年度　９名　➡　R8年度　８名　措置費の減収　1千万円超（見込み）

■市町村の家庭支援事業等について、事業毎に施設が安定・継続してサービス供給できる制度となっていない

【例】子育て短期支援事業：利用実績に応じた補助のため、常時受入体制を維持するための固定的な経費を賄えない

■こどもや家庭をよりよく支援するにあたり、社会的養育・社会的養護における人材不足等が深刻化

【R6：児童養護施設 若手職員談】「手取り16万円では、職業として選びたくとも選べない。専門性を磨く余裕もない。」

■児童相談所職員の経験が乏しく、里親支援、パーマネンシー保障、適正な一時保護等のこどものニーズに応えきれない

【R8：専門職員の経験年数】福祉司 80人（うち５年未満 44人・55.0%）　心理司 39人（うち5年未満 20人・51.2%）

提案・要望

1　乳児院・児童養護施設等の多機能化・機能転換等を支援する措置費制度への改善

社会的養育の転換期にあたり、乳児院・児童養護施設等の必要となる入所機能を維持しつつ、専門性を活かした多機能化・機能転換等に取り組めるよう、以下のとおり措置費制度を改善すること

・現行の定員を維持するために充足すべき要件の定員に対する入所児童数の割合（現在９割）の緩和
・職員配置の基準となる最少定員（現在乳児院９人、児童養護施設20人）に関し、より少ない定員の設定や単価積算上の配慮など、一時保護専用施設の職員配置の改善も含め、施設の今後の役割・あり方を踏まえた制度の見直し

2　家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立

家庭のニーズに常時応える体制を確立するため、市町村や施設の意見も聴取した上で、事業毎に必要な職員を確保することが可能となるように補助基準（単価等）の拡充を行うとともに、市町村が円滑かつ適切に事業化できるよう基準適用ルールの明確化を図ること

（例）子育て短期支援事業に係る定員制度の導入・専任職員配置の拡充、子育て世帯訪問支援事業に係る専任職員配置の新設等

3　里親、乳児院・児童養護施設等の専門人材確保、こどもの希望実現への支援の強化

家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の実現に向けて、里親家庭の大幅な増加のため里親手当等の増額・充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が質の高い職員を確保するため、処遇の更なる改善を図り、併せて資格要件や雇用形態を柔軟にすること

社会的養護下のこどもの将来の可能性を拡げるため、こどもの希望に応じて一般家庭並みに、習い事、学習塾、スポーツクラブ等に通えるよう、措置費（事業費）の更なる充実を図るとともに、ケアリーバーの抱える課題を踏まえ、給付型の奨学金を創設すること

4　社会的養育をめぐる支援課題を踏まえた児童相談所の職員配置基準の見直し・強化

こどもの権利保障のため、児童虐待防止だけではなく、里親委託推進と里親支援の充実、親子再統合等のパーマネンシー保障の徹底、市町村の在宅支援体制の構築支援など、社会的養育の課題を踏まえた児童相談所職員の配置基準の改善及び財政支援の拡充を図ること

8　行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省】

長野県の状況

●指定障害福祉サービス等事業者による不正事案に対する厳正な対応

・県は、事業者からの申請に基づき、指定基準を満たす者に対して指定障害福祉サービス等事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に対して、自立支援給付費等を支払っている
(財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

・県は、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、県が行政処分や勧告を行い、市町村は、県による行政処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行う

取　組

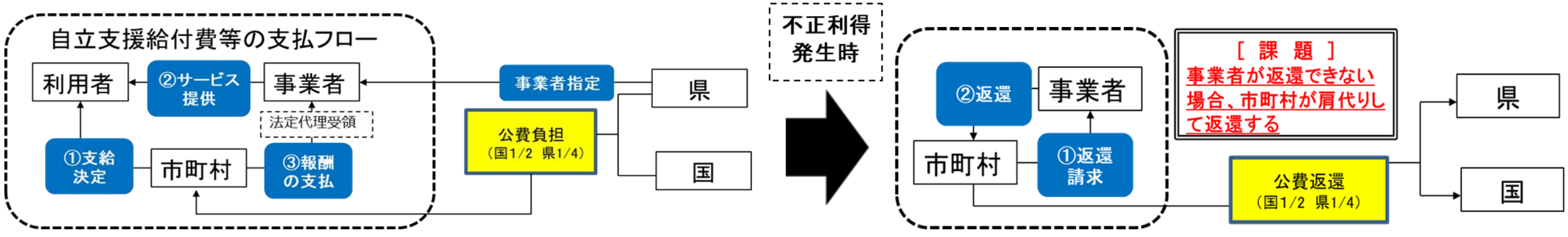
○ 不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、令和５年度に、県としては初めて指定障害福祉サービス等事業者に対して行政処分を実施

○ その後も、不正が疑われる事案については積極的に監査を行い、所要の対応を行った

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
監査事業所数	0	2	1	１６	3	5
行政処分等件数	0	2	0	7	5	4

課　題

■自立支援給付費等（国負担１/２）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている



■このため、県としては、不正を行った事業者に対して、**指定取消や指定の効力停止等の厳正な措置を採るにあたり、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを懸念**せざるを得ない

提案・要望

1　行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直し

県による行政処分等を契機に、市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合など**やむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の返還を免除する**など、市町村の負担を軽減するための仕組みを、現在行われている全国における実態調査の結果を踏まえ、早急に構築すること

9　持続可能な地域づくりについて

【総務省】

長野県の状況

- **「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策を推進**
- **行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、自治体間連携を推進**

・本県は、市町村数（77市町村、全国２位）及び過疎市町村数（40市町村、全国３位）が多い
・過疎市町村をはじめとする小規模自治体では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力が脆弱で、人材不足が深刻化
・総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」において、事務処理に関する対応方策の一つに「まとめる（水平連携・垂直補完）」ことが挙げられている

取　組

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業 <栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる乗合方式のデマンド交通を委託運行し、高齢者の移動手段を確保

《過疎対策事業債（ソフト）の活用》　住民を戸口まで送迎するデマンド交通



【「地域間交流」「産業振興」「観光開発」分野での取組】

○ 道の駅拡張事業 <飯山市>

関係人口の拡大を図るため農業観光拠点施設とアクティビティ拠点施設を一体的に整備

《過疎対策事業債（ハード）の活用》



花の駅 千曲川

○ 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域（北アルプス、木曽）に対して、県独自に支援（H28～）

<北アルプス地域>

H28～　「北アルプス連携自立圏」を形成、県が独自に人的支援（※R3まで）・財政的支援（※R6まで）
R7～「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組を開始

<木曽地域>

H30～　「木曽広域自立圏」を形成、県が独自に人的支援・財政的支援
R8～　県が木曽広域連合に参画し、地域公共交通や広域観光の分野で一体的・効果的に施策を推進

○市町村の課題感を踏まえ、県・市町村が連携して対応策を検討するための新たな体制を設置（R8.1月～）

県・市町村の行政体制最適化推進ＰＴ …行政体制のあり方や県・市町村の役割分担等を継続的に研究・協議
公共インフラWG　…土木職員の確保・インフラ老朽化への対応を検討
保健事業WG　…保健事業の効率的な運営等を検討
専門的事務連携WG　…法制執務等の専門的事務への対応を検討

課　題

■ **地方債（過疎債）計画額は増加**（R7:5,900億円⇒R8:6,100億円）したものの、**財政状況が脆弱**な過疎市町村等が市町村過疎計画に基づき持続可能な地域づくりを着実に進めるためには、**過疎債の必要額の確保が重要**

■ 車社会であり高齢化が進む**過疎・中山間地域ではＳＳ（サービスステーション）が社会インフラとしての機能**を有しているが、人口減少が急速に進展する中で、**公設も含めた公的支援によるＳＳの維持対策が課題**

■ **定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域**には、小規模自治体も多いことから、**持続可能な形で行政サービスを提供**するためには、自治体間の連携が重要であるが、**連携の取組に対する国の財政支援が限定的**であり、県や自治体の**財政負担が大きい**

■ **「地域の未来予測」**に基づく広域連携の推進のための地方財政措置は、作成から３年以内の事業に限定されているが、広域連携の取組を一層推進するためには**継続的な財政措置が必要**

提案・要望

1　過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債については、資材価格等の高騰により建設事業費が上昇していることを踏まえ、過疎市町村が過疎対策事業を着実に実施できるよう必要額を確保すること

過疎市町村が社会インフラとしてのＳＳ維持に取り組めるよう、公設民営型による給油所整備を過疎対策事業債の対象に含めるなど、財政支援を拡充すること

2　行政体制最適化への支援強化

定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域等において、県や中心となる市町等が広域連携に向けた調整等を中心的に担う人材を配置する場合など、県等による広域連携支援の取組への地方財政措置を講じること

広域連携に関するビジョンに基づいて広域連合が行う事業への地方財政措置を講じること

「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための地方財政措置については、恒常的な措置とするとともに、措置額の上限を定住自立圏における近隣市町村に対する措置額と同程度まで引き上げること

10　暮らしと産業を支える社会資本整備予算の確保について

【総務省・財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた社会資本整備

・広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
・令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**
・**建設後50年を経過する社会基盤施設**が、令和15年には道路橋の約67%、トンネルの約44%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約6%に達する見込み。また、上水道管路の44%、 基幹的農業水利施設の56%が法定耐用年数40年を超過する見込み
・**経済財政運営と改革の基本方針2026**では、日本の成長産業化と安全・安心確保を図るため、「『**国土強靱化実施中期計画**』及び『国土強靱化年次計画2026』に基づく施策を『**強く豊かな日本投資枠**』を活用して推進し、テクノロジーを駆使して**ハード・ソフト両面の対策を強化**する」とともに、農林水産業においては『**農業構造転換集中対策期間**』（令和７～11年度）において**別枠での必要・十分な予算を確保**し、**農地の大区画化等の整備**を集中的・計画的に進めることとしている。

取　組

○**長野県強靱化計画に基づき、「第１次国土強靱化実施中期計画」の対策**を積極的に実施
○インフラ点検結果に基づき、**ライフサイクルコストを低減**するため、**予防保全の観点**で維持管理を実施
○**食料・農業・農村基本計画**に基づき、**食料の安定供給と農村の暮らし**を支える**農業農村整備事業**を実施

防災・減災対策の推進



千曲川堤防決壊（長野市穂保）



令和２年７月豪雨では、**各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立**

食料の安定供給を支える農業農村整備



日本一の生産量を誇る高原野菜産地を支える**畑地かんがい施設**の整備により、**農業用水を安定的に供給**（南牧村）

課　題

■令和６年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備**や**ダブルネットワーク強化**、**道路法面対策**、**無電柱化**、**地籍調査等**災害発生時の、**県土の強靭化は最重要課題**
■近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靭化計画、長野県強靭化計画を着実に実施する必要がある**ものの、**多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
また、直轄事業の**大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**
■**老朽化が進行するインフラへの対策**については、予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を行うため**継続的な予算の確保**と**地方負担の軽減**が必要
■**農業者が減少する**中で、**農地の大区画化等**により**生産性を高め、食料の安定供給**を図るには、**農業農村整備事業予算の確保**と**地方負担の軽減**が必要



白馬村黒豆沢　令和５年12月の大雨により**土石流が発生**
多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1　社会資本整備に必要な予算の確保（総務省・財務省）

社会資本整備に係る予算について、従来の当初予算と補正予算を通じて確保されてきた実質的な事業規模を下回らないよう、物価高を勘案して必要額を当初予算に確実に計上すること

併せて、補正予算から当初予算への移行に伴い地方の実質的な負担が増加することのないよう、適切に地方財政計画に歳出を計上するとともに、手厚い地方財政措置と連動した国費措置の枠組みを創設・拡充するなど、地方が安定的かつ計画的に事業を実施できるよう十分に配慮すること

2　防災・減災、国土強靭化の強力かつ計画的な推進（総務省・財務省）

「第１次国土強靭化実施中期計画」の関係予算について、予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映するとともに、政府が掲げる「危機管理投資・成長投資による強い経済」を実現し、計画的かつ更なる加速化・深化を図るため、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保すること

加えて、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

3　インフラの長寿命化対策への支援（財務省）

老朽化が進行するインフラへの対策については、ライフサイクルコストが低減される「予防保全型」への早期の転換に向け必要となる予算を安定的・継続的に確保すること

4　災害復旧における支援拡充・資機材の充実による支援強化（財務省）

TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の体制強化や人員確保、そのための宿舎の改修等の環境整備を継続的に図ること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること

5　持続可能な農村を支える農業農村整備の推進（総務省・財務省）

農業構造転換の着実な実施に向けて必要な予算総額を確保すること。また、ＴＰＰ等関連対策や食料安全保障対策は、食料の安定供給や収益性の高い農作物への転換など高い政策的意義を有するため、当初予算であっても補正予算と同等の地方財政措置を講じること

11　寒冷地手当に係る制度の見直しについて

【総務省】

長野県の状況

●本県における寒冷地手当制度

- 県や市町村においては従来から、国家公務員の制度に準じる形で支給要件を定め、職員に対して寒冷地手当を支給してきた
- 令和７年度、国家公務員の寒冷地手当の見直しが行われたことを踏まえ、県及び該当市町村においても寒冷地手当の改定を行った
- 県では、国との均衡を図りつつも、県の実情等を踏まえたより実態にあった制度とするため、一部国の基準と異なる内容の改定を行った
- 市町村では、国や県の改定状況等を踏まえ改定を行った

令和７年度　県及び市町村における寒冷地手当の改定内容

●県における改正

○支給地域：全県を支給対象に改正

- 全県域での人事異動が予定されており、国に準じた場合、**人事管理上の支障**の発生が懸念されたため、**全県を支給対象**とした

○支給月額：国基準の支給総額の範囲内で引下げ

- 公務の近似性・類似性を重視し、**国との均衡**を図り、国基準での支給総額を超えないよう**支給月額を引き下げ**た

●市町村における改正

（新たに非支給地域となった14市町村）

○独自基準で支給継続

- ２市

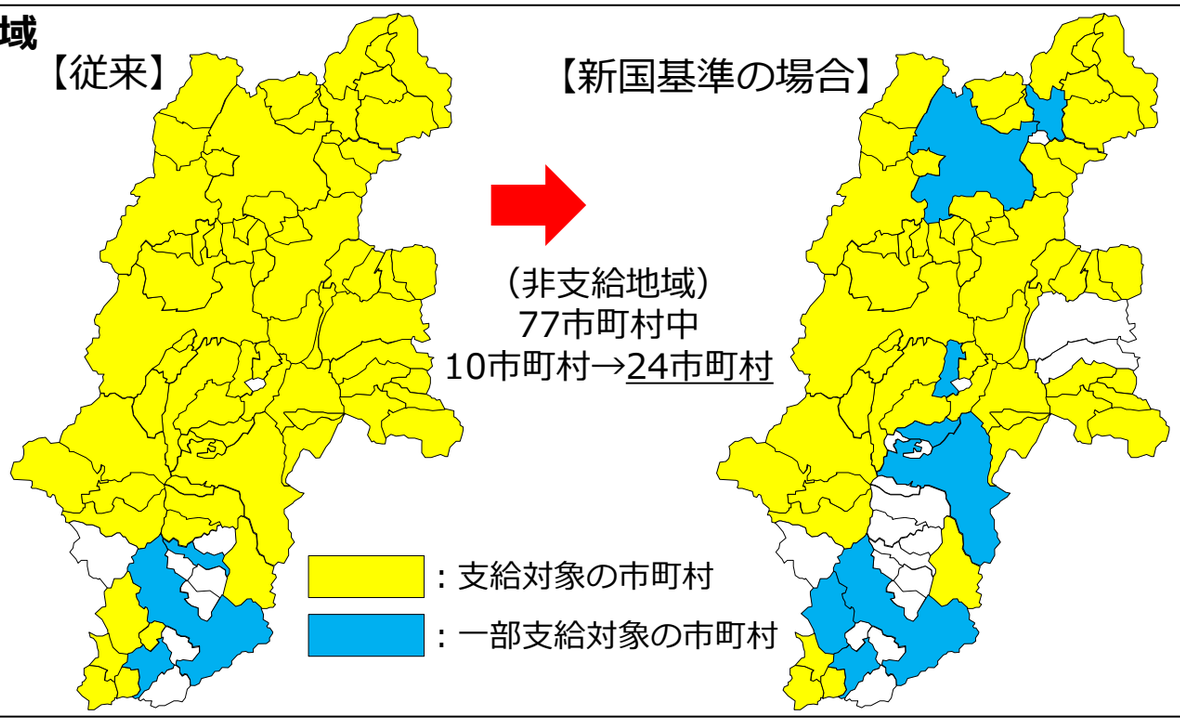
○国に準じて廃止

- 11市町村

○県の支給月額に準じて支給

- １町

支給地域



県における支給月額〈参考〉

年 度	世帯等の区分		
	世帯主		その他の職員
	扶養あり	扶養なし	
改定前(R6)【国準拠】	19,800円	11,400円	7,360円
R7	**16,000円**	**9,000円**	**6,000円**
R8	**15,000円**	**8,000円**	**6,000円**
R9以降	**14,000円**	**8,000円**	**6,000円**

課　題

■ **手当については、均衡の原則に基づき国家公務員と同様の改正を行うよう要請等があることから、地域の実情に合わせた独自の制度設計が難しい**

- 令和６年度、国の給与改定に合わせ、総務省から「寒冷地手当について、国においては支給月額の引上げと新たな気象データを用いた支給地域の見直しを実施することとされたことから、**各地方公共団体においても、国と同様の措置を講じること**」と要請があった（令和６年11月29日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」）

- 現在の人口減少下において、優れた人材を確保していくためには柔軟かつ迅速な給与制度の設定が必要だが、こうした**一定の制約があることから地域の実情に合わせた制度設計が難しい**

提案・要望

1　地域の実情に合わせた給与制度の容認及び必要な法令改正

地方公共団体の給与制度について、多様な人材の確保や柔軟な働き方へ対応するため、地域の実情に合わせた支給要件や支給額を設定することができるよう、**地方公共団体の裁量をより広範に認め、必要に応じて関係法令の改正**を行うこと

12　更生保護施設の安定的な運営確保に向けた取組について

【法務省】

長野県の状況

●矯正施設等出所者に対する再犯防止の推進

・近年、犯罪の発生件数が減少する中、再犯率は40%以上で推移しており、再犯防止の推進は地域社会の安全安心に資する重要な取組
・出所直後の生活基盤を確保するため、住居等がなく直ちに自立することが難しい出所者を受け入れ、社会復帰支援を行う更生保護施設が長野県内に2施設存在している。
・加えて、受刑者の高齢化や障がいを有する者の増加を背景に、平成22年度から長野県地域生活定着支援センターにおいて出所後に福祉的支援を必要とする者の支援を行っており、更生保護施設と連携して出所者の社会復帰と再犯防止を支えている。

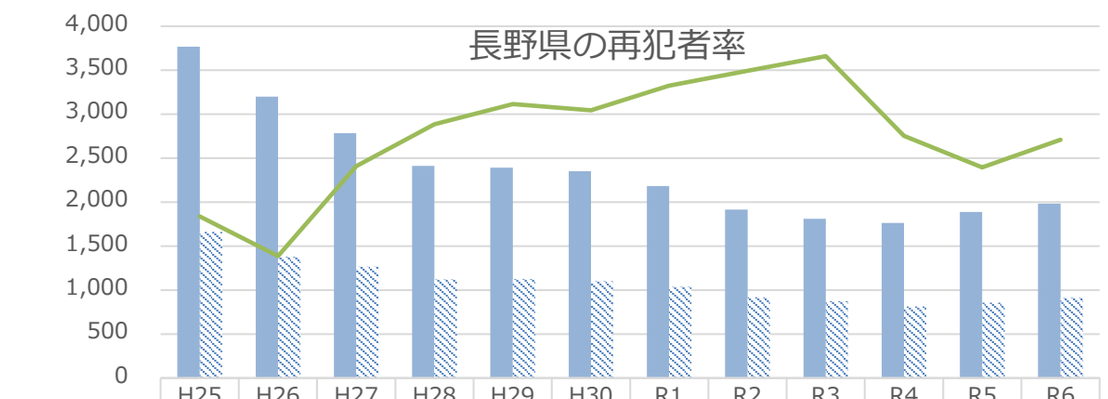
取　組

○更生保護施設改築時における補助実績

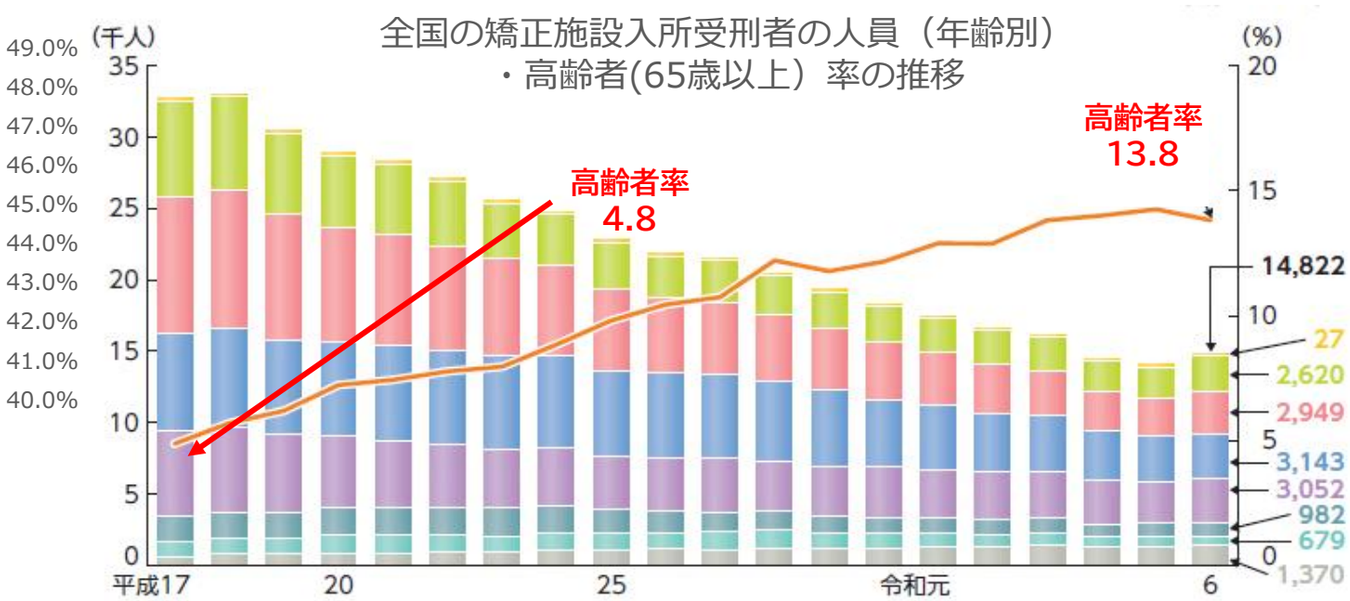
・H25 みすず寮：補助額1,500万円（総事業費約2億円）　・H8 裾花寮：補助額2,000万円（総事業費約1.7億円）

○長野県地域生活定着支援センターによる再犯防止への支援（長野県社会福祉士会へ委託）

・住居の確保、入所施設の調整、生活保護や障害福祉サービス等の制度利用に係る支援
・刑務所出所時における市町村や医療・福祉機関等との連絡調整、窓口同行
・地域定着後の生活上の課題に対する継続的な相談対応



（人）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検挙人員	3,766	3,198	2,785	2,411	2,391	2,350	2,184	1,916	1,812	1,762	1,888	1,982
再犯者	1,662	1,379	1,265	1,121	1,124	1,101	1,037	917	874	814	857	913
再犯者率	44.1%	43.1%	45.4%	46.5%	47.0%	46.9%	47.5%	47.9%	48.2%	46.2%	45.4%	46.1%



課　題

■国が所管する更生保護施設は、国からの委託費を主な財源としており、現在の運営の仕組みでは入所者数が減少する中、安定的な施設運営を維持することが困難である

■全国的に更生保護施設の入所者が減少していることに加え、刑務所等出所者は就労機会などの理由から都市部の施設への入所希望が多く、地方の施設希望者は少ない

・平成17年から令和６年までの20年間で、満期釈放者は58.9%、保護観察開始人員は61.7%、保護施設委託開始人員は27.4%、それぞれ大幅に減少

・矯正施設入所受刑者の高齢者率は約３倍に増加し、就労による自立を前提とした更生保護施設入所者が減少

■長野県内の更生保護施設は、平成29年頃から入所者数の減少に伴い、施設運営の赤字が続いており、過去の黒字分や寄付金等の通常財産を取り崩して運営費を補填している

・裾花寮（長野市）　＜定員20名＞　入所者数１１名（R8.６時点）
令和６年度は約500万円の赤字。現行の委託費水準では、黒字化のために恒常的に15人程度の入所が必要

・みすず寮（松本市）＜定員17名＞　入所者数８名　（R8.６時点）
令和６年度は約700万円の赤字。現行の委託費水準では、黒字化のために恒常的に11人程度の入所が必要

■以上の更生保護施設運営に苦慮している関係団体等からの訴えが県にも届いている状況

提案・要望

1　更生保護施設に係る委託費水準の見直し及び財源確保

更生保護施設は、少人数であっても行き先のない出所者の受け皿となり、地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている。入所者数が減少する中にあっても、安定的な施設運営が可能となるよう、**委託費の水準や算定方法の見直しを行うとともに、委託費に係る必要な財源を確保**すること

2　更生保護施設のあり方の検討

平成30年度に「これからの更生保護事業に関する有識者検討会」が開催され、更生保護事業のあり方等に関する提言が示されているが、その後の社会環境の変化、入所者数の減少等を踏まえ、全国的な視点から、**更生保護施設機能のあり方について改めて検討を行い、必要な見直しを図る**こと

13　個別最適な学びの実現について

【総務省・文部科学省】

長野県の状況

●学びの「新しい当たり前」の創造に向けた学校改革や多様な学びの場の創出

・児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要

・一人ひとりに合った学びの実現のためには、様々な学び方を実践できる学校の風土や施設の整備が必要

・本県の不登校児童生徒は増加傾向（小・中学校 R元：3,551人→R6：7,248人）にあり、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒も増加（小・中学生 R元：166人→R6：554人）している

取　組

○学校改革による子どもたちのウェルビーイング実現

・学校の仕組み改革等に取り組むウェルビーイング実践校「TOCO-TON」を指定

・「県立高校の特色化に関する方針」を策定

○インクルーシブな教育の推進に向けた環境整備

・小学校１年生において25人規模学級を実施するとともに、そのメリットを最大限に活かした指導法やカリキュラム等を研究

・外国人児童生徒が安心して学べるための日本語初期指導の在り方を研究

・不登校、発達障がい等に対処するだけでなく、対処の知見やノウハウを全県に広げる取組を行う学校に対し、積極的に教員を配置（R8:41人）

○ 長野県スクールデザインプロジェクト

・これからの時代にふさわしい学校施設について、専門家による検討結果の報告書を基に、県立学校における学びの質の向上と学び続ける個人と社会を支援するため、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応える学びと空間の一体的な改革を推進

○ 不登校児童生徒等に対する多様な学びの選択肢の提供

・ＩＣＴ等を活用し、授業のオンライン配信やｗｅｂ教材による学習を行うなど、不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援

・フリースクール等民間施設が、学びの場として安心して利用され、持続的に運営できることを目指した公的認証制度「信州型フリースクール認証制度」を創設（R6.4）し、 52か所を認証（R8.9現在）

【成果①】

「授業は自分にあった教え方、教材、学習時間になっていた」と答えた児童生徒（小６、中３）の割合

<R8>

小6:長野県81.5%（全国80.8%）
中3:長野県80.0%（全国78.9%）

【成果②】

12月の時間外勤務時間１人当たり45時間以下の小中学校の割合

（R元：44.8% → R７：92.3%）

【成果③】

自宅でのICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

（R元:12人 → R6:206人）

課　題

■多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、**それぞれの課題に応じた教職員の配置を柔軟に行うことが必要**

■高校無償化と併せた公立高校の特色化・魅力化を進める上での**地方部特有の課題・実情や、猛暑の常態化により体育館空調が生徒及び災害時の避難者の安全確保にとって必須インフラとなっている現状を踏まえた財政支援や制度改正**が必要

■外国人児童生徒が増加し、且つ国籍も多様化するなか、**日本語や日本の文化・習慣等を学習するプログラムを指導できる人材が不足**している。また、外国籍生徒への高校授業料等の教育費の支援は、**入国した時期によって受けられる支援内容に差**があり、日本へ定着する意思があっても、支援対象外となる生徒が存在する

■県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。**教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議（不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置）に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない**

提案・要望

1　教職員配置に係る地方の裁量拡大（文部科学省）

学校改革の推進と各校の主体的取組の実践に向けて、地方や学校が抱える固有の課題を解決するための加配教員を柔軟に配置できるよう、現状の細分化されている教諭等の加配区分を廃止する等、地方の裁量範囲を拡大すること

2　高校無償化による公立高校の教育環境の充実（総務省・文部科学省）

高校無償化を契機に、地方と都市部の格差が生じないよう、地方で負担が大きい遠距離通学への支援を行うとともに、「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、今後都道府県が策定する実行計画の着実な実行に向け、地域や学校等の実情に応じた取組を推進できるような柔軟な制度設計を行うとともに、十分な予算を確保すること

「高等学校教育改革交付金（仮称）」及び「高等学校教育改革等推進事業債」について、高校教育改革の実現に向けた取組のみならず、老朽化した施設・設備の更新や修繕、体育館の空調設備等に係る経費も対象に含めること

遠隔授業において配信側に必要な教員の加配が行われるよう、加配制度を見直すこと

3　外国人児童生徒に向けた支援の充実（文部科学省）

外国人児童生徒に対し教員等が質の高い指導を行えるよう、国として日本語指導のガイドライン等の指針にかかる研修の充実を行うとともに、教員以外の者でも日本語指導に参画できるような支援を充実すること

また、高校に在学する外国籍生徒への授業料等の支援について、日本に定着が見込まれる生徒には、入国時期に関わらず、日本国籍生徒と同等の支援が受けられるよう、支援基準の見直しを行うこと

4　不登校児童生徒等の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立（文部科学省）

増加する不登校児童生徒等が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするため、地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、国の責任において、フリースクール等民間施設やその利用者に対する経済的支援のあり方を早期に検討すること

14　未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

●地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

・県外大学への進学者のうち約56%が東京圏（１都３県）へ進学し、東京都への進学者だけでも県内大学への進学者数を上回るなど、進学段階における若者の東京圏への流出が顕著

・本県の大学収容力は22.0 %（全国44位）と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、高等教育機会の充実が求められている

・本県の県外大学進学率は80.4%（全国９位）と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

〔データ出典〕 R7学校基本調査（文部科学省）

取　組

○県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

・入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）

（H28以降の補助実績：長野大学共創情報科学部（仮称）、清泉女学院大学看護学部など７大学）



○長野県大学生等奨学金事業による支援（R５.4～）

・高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

○県立高等教育機関等の授業料・入学金を減免（R7.4～）

・低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県立高等教育機関等の授業料等を減免

この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（４人世帯で年収380万円未満）や多子世帯の中間層、理工農系学部の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援

課　題

■本県でも依然として東京圏への学生の流出が続く。**若者の東京圏への一極集中は、人口減少や少子化、高等教育・研究基盤の弱体化、地域産業の担い手不足など、我が国の持続的な発展に関わる課題**

■国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**

■**今後「地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動き促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要」(令和7年2月21日中央教育審議会答申)**

■意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

＜国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実＞

・住民税非課税世帯の上限額の拡充

私立大学の場合、授業料実費額（R７平均:約97万円）と
減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い

・中間所得層の支援対象の更なる拡大

支援対象が、令和６年度から中間所得層のうち多子世帯や
理学・工学・ 農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大され、
さらに、令和７年度から所得制限なく、多子世帯に拡大されるなど
の改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**

高等教育の修学支援新制度　授業料等減免の上限額（年額）

（住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	**約70万円**
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約 8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約 7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

1　東京23区における大学の学部等の収容定員抑制の継続

地域における若者の進学・就職の促進や、地方大学の振興及び地域産業の活性化に向けた取組を進めるとともに、令和９年度末に期限を迎える東京23区における大学の学部等の収容定員抑制について、期限を延長すること

2　地方における高等教育機関の充実強化

地方における教育機会の確保や地方創生の観点から地方大学への財政支援を拡充するとともに、地方へのキャンパス設置など地方に居ながらにして質の高い高等教育へのアクセスを確保するため、許認可権限を持つ国の主導により大学等の再配置に向けた取組を促進すること

3　高等教育の修学支援新制度の拡充・見直し

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を図るとともに、支援対象をこどもの数や学部に限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること

また、法人の決算や収容定員充足率の要件を満たせず、制度の対象外となった大学等へ進学した学生が支援を受けられない状況が生じていることから、「大学経営に対するペナルティ」と「学生への修学支援を対象外とすること」は視点を分けて、要件の見直しを図ること

15　陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

【国土交通省・文部科学省・スポーツ庁】

長野県の状況

●本県がやりたいこと・推進していること

・現在、長野県内では日本陸上競技連盟公認の全天候型400mトラックを備えた陸上競技場が７施設(1種：１、2種：４、3種：２)
・県土の広い長野県では、小中学生の地域別大会を各地域で実施する必要があるため、県内各地域において安心して競技を続けられる環境の整備が求められている
・競技環境を整えるため、各施設を管理する自治体の負担によって５年ごとの公認更新を続けている
・長野県では、R10開催の信州やまなみ国スポ・全障スポに向けて、約177億円の費用をかけて陸上競技のメイン会場となる県松本平広域公園陸上競技場を新設

取　組

○取組の概要

・地域での陸上競技環境を整えるため、管理自治体の負担により、５年毎の公認更新を続けている
・右図の通り、公認更新で５年おきに2,000万円～2.6億円の多額な経費負担を行っている状況
・数十年に一度、大規模改修が必要であり、長野市営陸上競技場では、次回改修に最大10億円の経費が見込まれる

○長野県の事例

県松本平広域公園陸上競技場
直近公認更新：約２億6,500万円（R1）
（主な内訳）
・競技場トラック舗装、縁石等　　約１億9,500万円
　　:国費（社会資本整備総合交付金）＋県費
・高跳びマット、写真判定装置等　約7,000万円:県費のみ

陸上競技場名（施設管理者）	種別	直近の公認更新費用
① 県松本平広域公園陸上競技場（長野県）	１種	265,000千円(R1)
② 長野市営陸上競技場（長野市）	２種	185,000千円(R8)
③ 佐久総合運動公園陸上競技場（佐久市）		126,313千円(R4)
④ 伊那市陸上競技場（伊那市）		105,820千円(R7)
⑤ 飯田市総合運動場陸上競技場（飯田市）		19,683千円(R6)
⑥ 茅野市運動公園陸上競技場（茅野市）	３種	53,510千円(R4)
⑦ 菅平高原スポーツランド陸上競技場（上田市）		30,138千円(R5)

課　題

■日本陸上競技連盟の公認陸上競技場として５年ごとに公認を受けないと、陸上競技で出された記録が公式記録とならないが、**公認を受けるためには、数千万円から２億円を超える改修工事が必要**であり、施設を管理する自治体の財政負担が大きい

■県内では財政負担を理由に、更新期を迎える公認陸上競技場の改修計画が想定どおりに進まない状況にあり、会場変更を含む大会日程等への影響も懸念されている

■公認更新費用とは別にフィールド以外の観客施設などの老朽化対策などにも費用が掛かってくる

■**陸上競技場の整備に活用可能な既存の支援制度**として、学校施設環境改善交付金や社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）**があるが、**学校施設環境改善交付金では既存の社会体育施設の改修が原則として対象外であるほか、社会資本整備総合交付金についても施設整備に係る補助率は１／２であり、**施設を管理する自治体にはなお多額の財政負担**が生じている

■また、高跳びマットや写真判定装置等の**公認更新に必要な競技用器具はこれらの交付金の交付対象となっていない**



提案・要望

1　陸上競技場公認更新における補助制度の創設（文部科学省・スポーツ庁）

日本陸上競技連盟の公認陸上競技場としての公認更新時における、施設の改修及び用器具の整備に要する新たな補助制度を創設すること

2　既存交付金における補助範囲の拡大（国土交通省・文部科学省・スポーツ庁）

学校施設環境改善交付金について、公認更新に必要な施設改修を交付対象とすること

学校施設環境改善交付金及び社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）の交付割合を増加させ、あわせて公認更新に必要な競技用器具を交付対象とすること

16　生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

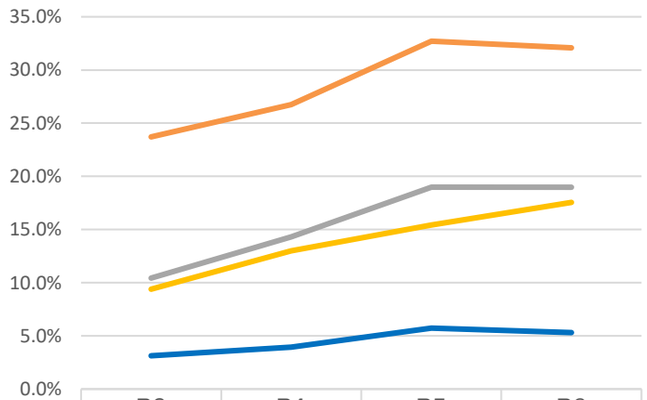
・生活困窮者からの相談は「生活費」についてが約７割を占め、自立に向けての集中的な支援が必要
・「まいさぽ」への相談は、コロナ禍を過ぎて、生活費に関する相談だけではなく、複合的な課題を抱える相談者の割合が増えており、相談者に寄り添ったきめ細かい支援が必要である。加えて、特例貸付償還に係る借受人に対するフォローアップ支援業務の負担も大きく、相談員の疲弊感が増している
・生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている
・生活扶助基準において、夏季に生ずる一定の需要は考慮されているものの、近年の急激な気候変動に伴う猛暑に対応した扶助費が必要

取　組

○自立相談支援機関（まいさぽ）による支援

・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
・長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」における食料支援や、まいさぽにおける生活必需品の提供など、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を実施

新規相談における相談割合※



	R3	R4	R5	R6
就労	23.7%	26.8%	32.7%	32.1%
病気・健康	10.4%	14.3%	19.0%	19.0%
住居	9.4%	13.0%	15.4%	17.6%
ひきこもり・不登校	3.1%	3.9%	5.7%	5.3%

※生活費及びその他を除く

○住民税非課税世帯へのエアコン設置への支援

・生活困窮者に対して市町村が実施するエアコン購入等の支援策に対し、県がその費用の一部を助成。
生活保護世帯　１世帯当たり上限７万３千円、生活保護世帯を除く住民税非課税世帯　１世帯当たり上限４万８千円

課　題

■生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、地方自治体の負担が大きいため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が50,000千円（R7.1.1時点 本県町村人口：401,947人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3、家計改善支援事業2/3　等

■**生活保護基準の改定は５年おきに行われるが、直近の物価高騰等の状況や、近年の猛暑等による夏季の需要が反映されていない。また、エアコン購入費の支給は、一定の条件下での保護開始時や転居時に限られる**

・直近の基準改定（R5.10）は、令和元年の全国家計構造調査を基に実施
・熱中症警戒アラート（長野県）　令和３年度:３回⇒令和６年度:19回

■**本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、生きるための日々の暮らしに自動車が必要。例外的に自動車保有が認められた場合は、日常的な買い物等への利用も可能となったが、例外ケースに該当しない場合の自動車の保有は認められていない**

〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用

■また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

提案・要望

1　生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること

2　生活保護基準に係る改定方法の見直し

生活保護基準の改定方法について、直近の社会経済情勢の変化などの影響を反映する改定方法とすること

近年の気候変動による猛暑の状況を鑑み、熱中症対策に係る特別な需要増加を踏まえた夏季加算等を創設や、エアコン購入費支給に係る対象要件の適切な見直しをすること

3　生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、例外ケースに該当しない、買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活における利用のみについても、自動車使用を認めること

17　医療提供体制の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

●持続可能で質の高い医療提供体制の確保

- **県内病院の令和７年度決算状況を見ると、依然として多くの病院が赤字経営となっており、引き続き厳しい状況**にある
 （参考）県内のR７決算状況（純利益）：市町村立：約△４２億円、県立病院機構：約△４億円、日赤系列：約△７億円
- そのような状況下でも安定的なサービス提供を継続できるよう、**不採算分野である政策医療への支援が不可欠**
- 病院建設費が高騰する中、**地域の将来の医療需要の変化等も見据え病床機能の転換や適正化に取り組む病院の建替えは、地域医療介護総合確保基金等による財政支援が不可欠**

取　組

○救命救急センター・周産期母子医療センターの運営費に対する支援

- 国の医療提供体制推進事業費補助金を活用して補助を実施
- 令和８年度当初予算から、物価や人件費の高騰を踏まえ、県独自の上乗せ支援を実施予定

○地域医療介護総合確保基金事業による主な建替え支援

年度	病院名	基金支援額	内容
Ｒ４	鹿教湯病院	１１億円	三才山病院（237床）と統合し、建替え
Ｒ５	上田市立産婦人科病院	０．６億円	分娩機能を信州上田医療センターへ集約し、急性期病床を廃止
Ｒ６	信越病院	４億円	97床→52床まで病床削減し、建替え

課　題



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

■救命救急センター・周産期母子医療センターの運営費に対して、国の**医療提供体制推進事業費補助金**（統合補助金）を財源として支援を実施しているが、所要額に対して**内示額が大幅に下回っている**。また、**平成26年度以降、国の基準額が見直されておらず**、物価高騰等を踏まえた対応が行われていない

【医療提供体制推進事業費補助金の長野県に対する内示額の推移】　（単位：千円）

	R3	R4	R5	R6	R7
所要額（国費）	780,990	799,007	833,323	857,307	915,192
内示額（国費）	603,929	595,940	625,206	643,972	651,631
内示率	77.3%	74.6%	75.0%	75.1%	71.2%

※ドクターヘリ導入促進事業は
国から所要額の100%が
措置されている。
ドクターヘリの事業を除くと
R7は所要額に対して内示率は
52.2%

■令和９年度には大規模病院の建替えが予定されており、地域医療介護総合確保基金等による十分な財政支援が必要

【県内病院の建替え予定】

着工年度	病院名	総事業費（R8.9時点）	内容
Ｒ９	長野赤十字病院	６００億円	652床→565床まで病床削減し、移転建替え

提案・要望

1　医療提供体制推進事業費補助金の予算額の確保・基準額の見直し

所要額に対する内示額が大幅に下回っていることで救命救急センター・周産期母子医療センターに十分な支援が実施できていないことから、医療提供体制推進事業費補助金について必要な予算を確保するとともに、物価や人件費の高騰を踏まえた基準額の見直しを行うこと

2　地域医療介護総合確保基金等の財源確保

地域の将来も踏まえ必要な病院の建替えについては、地域医療介護総合確保基金や新たに検討されている「病院等の施設・設備整備支援事業（仮称）」などを最大限活用し、十分な財政支援を実施できるよう、必要な予算を確保すること

特に、急性期拠点機能を担う病院については、24時間365日の救急対応等患者を断らない「最後の砦」として「治す医療」を提供するなど、地域の医療提供体制を構築する上で必要不可欠な病院であるため、十分な予算を確保すること

18　医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

●住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

・医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
本県の医師偏在指標…**232.6（全国36位・医師少数県）**
「少数区域」の医療圏…**４医療圏**(※)／全10医療圏
※医療圏(330医療圏中) …上小(264), 上伊那(280),飯伊(256),北信(147)

・産科医等の不足により、周産期医療体制の確保が課題
本県の分娩取扱医師偏在指標…**12.38 （全国34位・相対的医師少数県）**
「相対的少数区域」の医療圏…**６医療圏**(※)／全10医療圏
※医療圏(263医療圏中) …上小(244),諏訪(219),上伊那(225),飯伊(242) ,長野(206)
北信(173)

県内分娩取扱医療機関は**40%減少**＜55施設（H17）⇒ 313施設（R8.6）＞
（大北・木曽圏域は分娩取扱医療機関なし）
人口10万人当たりの分娩取扱医師数：本県6.8人　※全国7.5人

医師の総数は増加しているが、30，40歳代は減少傾向

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R6年(H24年比)
20代	338	359 （+21）	435 （+76）
30，40代	2,051	1,960 （▲91）	1,849 （▲111）
50，60代	1,241	1,687 （+446）	2,115 （+428）
70代超	529	502 （▲27）	675 （+173）
合　計	4,159	4,508 （+349）	5,074 （+566）

取　組

○勤務環境改善医師派遣推進事業の創設（R8）

・信大病院から地域の中核的な病院(拠点病院)への医師派遣等に要する経費を補助
・信大医学部等と締結する連携協定に医師派遣の取組を盛り込み、推進会議により実効性を担保

○地域医療人材拠点病院支援事業の実施（H30～）

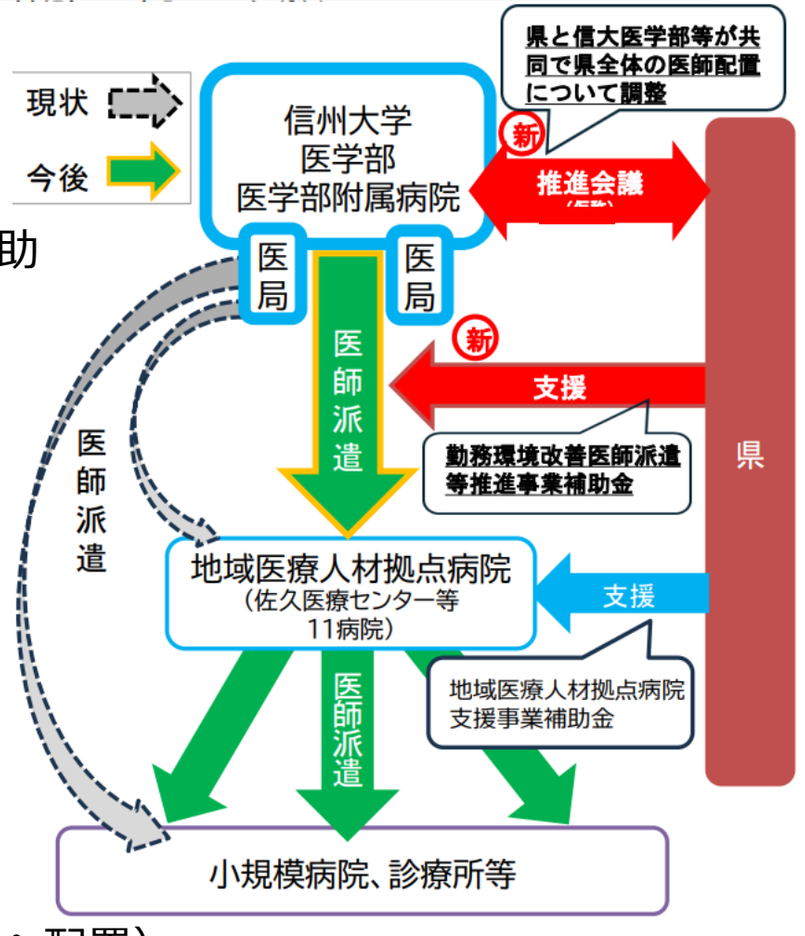
県内14病院を拠点病院(準拠点病院含む)に指定し、小規模病院への医師派遣等に要する経費を補助
⇒ 延べ**61ヶ所の小規模病院等**に**医師派遣**を実施（R7年度：**3,110人日／年**）

○産科医療等の確保に向けた支援策の実施

・**ドクターバンク事業**による**産婦人科医の就業(Ｒ７年度までの累計24人)**
・医師研究資金や産科研修資金の貸与による産科医の確保
・産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善

○医学生修学資金貸与事業の実施

・勤務区分医師を医師少数区域等に配置（Ｒ８年度：勤務80名中46名を少数区域へ配置）
・地域枠の設置（R8年度：信州大学22名・東京科学大学5名・昭和医科大学2名）



課　題



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

■医師の絶対数の不足や地域・診療科偏在への対策は、今後都道府県の役割がこれまで以上に大きくなるため、国の施策立案や実行のプロセスに都道府県の実情を十分に反映させ、国・都道府県が一体となり推進していく必要がある
■産科医等の不足により身近な施設での出産が困難となっており、また今後の在宅医療の需要増に向け総合診療科医が不足
■開業医の高齢化が進み、将来における診療所の存続が危ぶまれている
■「医師の働き方改革」は令和６年度から医師の時間外労働上限規制が適用され、今後も引き続き推進する必要はあるが、地域医療への影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が求められる

提案・要望

1　医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの効果的かつ円滑な実施及び財政支援

・「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の施策推進に当たっては、効果的な施策となるよう都道府県の意見や予算編成日程を十分に踏まえて個別事業を展開すること
・医師手当事業については、健康保険者等との丁寧な調整を行ったうえで地域の実情に沿った事業内容とし、早期に概要を公表して円滑な導入に繋げること
・これらの施策に必要な財源については、地域医療介護総合確保基金等による財政支援を十分に措置すること

2　医学部臨時定員枠の継続、医師養成体制の強化

・地域医療体制を確保するためには、引き続き医師の絶対数の確保が必要であることから、特に医師少数県における医学部臨時定員枠の措置を令和10年度以降も継続すること
・大学病院等における臨床研修や専門研修に係る指導医の育成や施設等の整備に必要な取組に対して支援すること

3　地域及び診療科の偏在対策の強化

・臨床研修については、募集定員上限の算出に係る激変緩和措置（直近の採用人数保証）を廃止すること
・専攻医については、都市部集中を抑止するため、シーリングを厳格に実施するとともに、現在シーリング対象外となっている産婦人科や外科等も対象とすること。また、医師少数県についてはシーリングの対象外とすること
・地域において不足する産科や総合診療科等の医師を確保するため、専門研修のすべての診療科に定員を設定するなど国主導で抜本的な対策を検討すること
・過疎地域等では、医師の地域偏在・診療科偏在が同時に進行することから、医師を派遣する大学病院や地域の中核病院に対して医師派遣に係る費用を強力に支援するなど医師派遣が継続的に行われる体制を構築すること
・医師に対して、今後人口減少が加速する過疎地域等にある医療機関での一定期間勤務を義務づけるなど国レベルの対策を検討すること

4　地域における診療所の担い手確保策の推進・強化

・医師の高齢化・後継者不足の不在が深刻化している診療所の担い手を確保するため、診療所の承継・開業支援について予算規模を拡大した上で、一次医療提供体制を確保できるよう新たな仕組みづくりを検討すること

5　医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持との両立

・医師の働き方改革の影響に関する継続的な実態調査、詳細な分析を行い、地域医療提供体制に影響が生じることのないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること

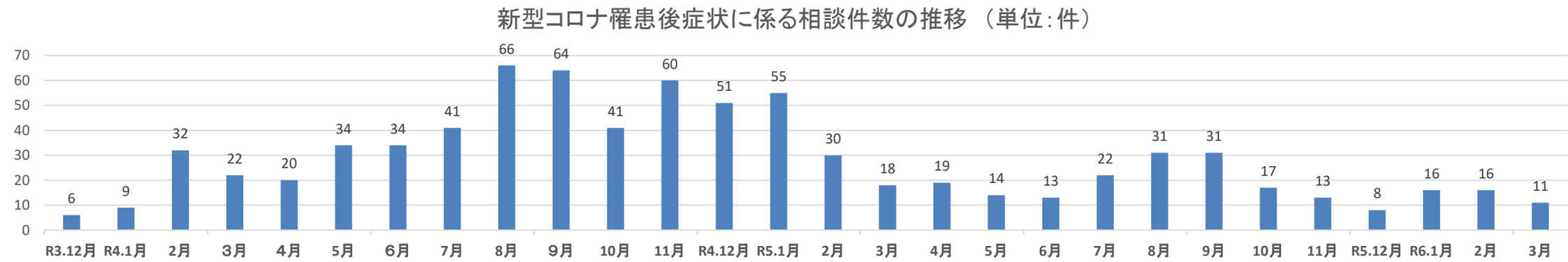
19　新型コロナウイルス感染症罹患後症状（いわゆる後遺症）に係る調査・研究の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

●新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方への支援

- 当県においては、新型コロナウイルス感染症に係る重度の罹患後症状に悩む複数の方々から、支援の充実を求める要望が寄せられている
- 本年１月には知事が、重度の罹患後症状に悩む患者と面会し、直接要望を聞き取ったところ
- 重度の罹患後症状により通常の生活を送ることができなくなり悩んでいる患者が、本県はもとより全国的にも少なからず潜在的に存在することが推測される



取　組

○罹患後症状を診療する医療機関一覧の公表

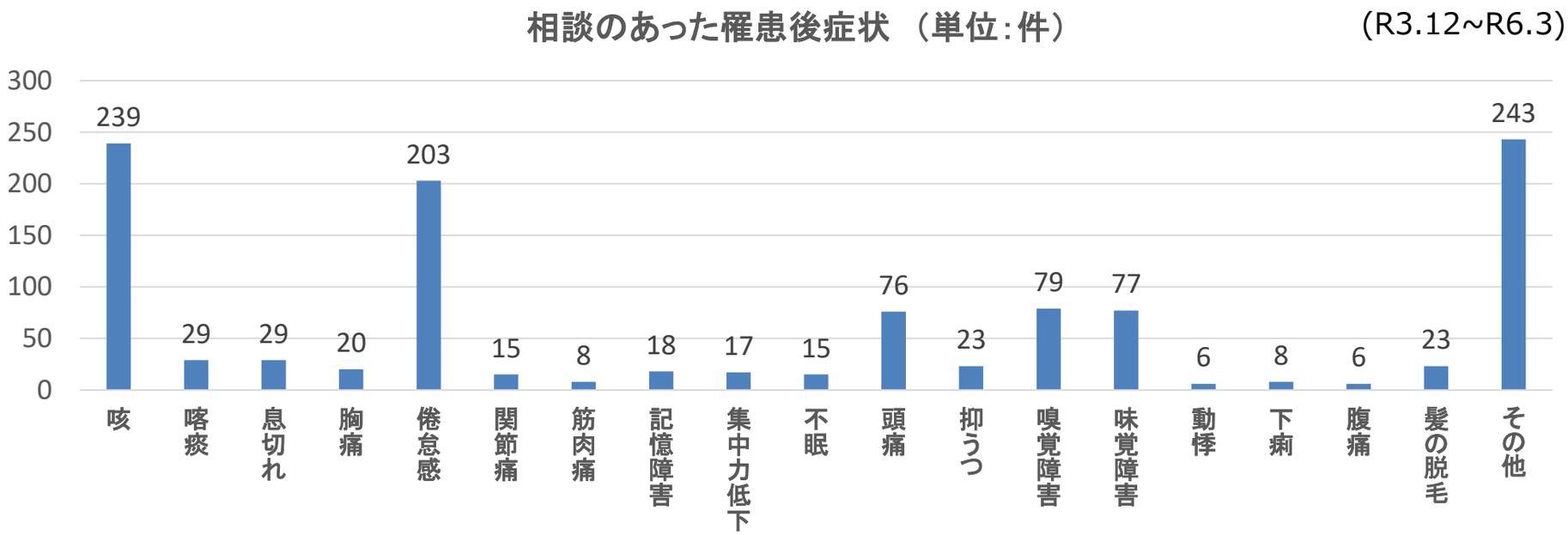
- 罹患後症状に悩む方が適切な医療につながることができるよう、「新型コロナの罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関」のリストを県ホームページにおいて公表している

○「診療の手引き」の周知

- 「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント（第3.0 版）」や解説動画、リーフレット等を県医師会や保健福祉事務所、県ホームページを通じて医療機関に広く周知している

課　題

- 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、未だその原因やメカニズムに不明点が多く、病態の解明や治療法の確立には至っていない
- そのため、現状では、かかりつけ医等による対症療法に頼るほかなく、**重度の罹患後症状に悩む患者は先の見えない不安を抱え、また、生活に大きな支障を生じている**
- 罹患後症状の問題を根本的・究極的に解決するためには、**診断基準や治療法の確立が何より重要と考えられる**



提案・要望

1　罹患後症状に係る調査・研究の継続

罹患後症状の問題を根本的に解決するため、国の責任において、<u>罹患後症状の病態の解明や診断基準・治療法を早期に確立</u>すること
また、<u>当該研究に必要な予算を拡充</u>すること

2　情報の公表及び診療への還元

臨床試験への参加を希望する患者をはじめ、より多くの国民が研究情報をより容易に把握できるよう、<u>国や研究を実施する医療機関等において、研究情報をわかりやすく公表</u>すること

20　資材等価格高騰にも負けない持続可能な農業への転換について

【内閣府・農林水産省・経済産業省】

長野県の状況

●短期的な価格対策、中長期的な構造転換、適正な価格形成の機運醸成を一体的に推進

・中東情勢等の影響を受け、石油由来資材や肥料等様々な農業資材の価格高騰と調達不安が発生
・**「農業分野における生産コスト高騰対策」**として、価格高騰の影響が特に顕著な資材の**購入負担軽減**、肥料やエネルギー削減等中長期的な**構造転換支援**、コスト高騰に対応できる**適正な価格形成の推進**を一体的に実施

取　組

○急激な生産コスト上昇の影響を緩和する価格高騰対策

・価格が高騰するマルチや被覆資材等の農業用生産資材費の一部を支援し、農業経営を下支え
・地域農業の核となる農業共同利用施設の電気料金・燃料費の価格高騰分の一部を支援し、農業者の負担を軽減
・高騰する肥料費の一部を助成し、農業者の経営負担の軽減と営農意欲を維持・向上



県単独の農業用生産資材費助成

○海外情勢の影響を受けやすい肥料やエネルギーコスト削減等の構造転換支援

・冷暖房やLEDなど、省エネ効果の高い設備への更新を支援し、農業者のエネルギーコストの削減を後押し
・局所施肥機等の肥料コストを低減できる機械や、緑肥作物の導入を支援し、肥料コスト削減と環境にやさしい農業への転換を合わせて推進


緑肥作物の導入促進

○生産者と消費者の相互理解による適正な価格形成の推進

・米の適正な価格形成のため、生産・流通・消費の各団体が一堂に会して安定的な生産・供給の実現に向けた取組を協議する連携会議を開催するとともに、情報プラットフォームや、各種メディアにより、県産米の生産・流通・消費に関わる情報や、価値と魅力を発信



県産米の価値を伝えるCM

課　題

■農業用資材は全国流通が基本であり、全国で協調して、調達・流通対策に取り組むことが不可欠

■化学肥料や石油由来資材の活用を前提とした生産、流通、消費体系が基本となっており、代替できる技術・資材が未発達なため、海外情勢の影響を受けやすい資材等に頼らざるを得ない状況

■流通資材や包材等の流通形態の変更には、生産・流通等各段階での新たな投資と、消費者の理解醸成が必要であり、国を挙げて取り組むことが必要

■資材価格等コストが高騰しているにもかかわらず、米を始めとする農畜水産物の価格水準はそれに見合った上昇となっておらず、収益の悪化から離農が進むおそれ

■持続可能な食料供給に向けては、資材価格の増大も加味した合理的な費用が考慮された再生産価格による取引の定着が必要であるが、コスト指標の活用方法や生産コストの価格転嫁への理解が不足



ブロッコリーにおける、発泡スチロールケースを使わない形態の輸送試験

提案・要望

1　中東情勢関連対策の継続（内閣府、農林水産省、経済産業省）

今後も中東情勢の緊迫化による燃油・資材価格高騰や調達困難が心配されることから、農業者が安心して営農継続できるよう、的確な情報発信や資材の目詰まり解消の取組等、きめ細やかな対応を継続すること

2　輸入依存度が高い資材の使用量削減や転換など構造転換の推進（農林水産省）

肥料、農業用ビニール及び包装資材等、原料の多くを輸入に依存している資材等の使用量を削減できる栽培技術・製品開発・流通体制構築を早急に進めるとともに、優良事例等の情報共有を行い、全国的な展開を図ること

また、現地が行う新たな栽培体系・流通体制の実証、及び施設整備への支援を強化すること

3　農産物の適正な価格形成の推進（農林水産省）

コスト指標の策定趣旨を、十分かつ継続的に周知するとともに、「フェアプライスプロジェクト」を一層推進し、消費者及び流通事業者への合理的な費用を考慮した価格形成に対する理解醸成や普及啓発を強化すること

食料システム法に基づき、農産物の生産コストが適正に価格転嫁される仕組みの実効性を確保するとともに、生産コストや適正な価格形成に関する情報の見える化、小売店頭等における消費者への情報発信など、流通・小売・消費等各段階で実践できる環境づくりを進めること

21　物価高騰・持続的賃上げへの対策について

【内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省】

長野県の状況

取　組

●県民の確かな暮らしを守り、持続可能な産業構造への転換を図るため、施策をパッケージ化し支援

暮らしと産業を守り、未来に向けた成長投資等を通じて経済構造の転換を図るとともに、県民生活の安全・安心を確保するため、４つの柱からなる「長野県総合経済対策」を令和８年１月に策定し、県民や事業者等の皆様を切れ目なく支援

1　暮らしを守る物価高騰対策

- ■ 生活にお困りの方への支援
- ■ 食糧品の価格高騰対策
- ■ 賃上げ環境の整備
- ■ エネルギー負担の軽減
- ■ 子育て・教育費の負担軽減

2　成長投資等による経済構造の転換

- ■ 地域産業の稼ぐ力の強化
- ■ 経営革新・生産性向上
- ■ 賃上げ・価格転嫁の促進
- ■ 事業者等への経営継続支援
- ■ 海外展開・生産拠点の多角化
- ■ 農林水産業の構造改革
- ■ エネルギーコスト削減
- ■ 成長につながる人材基盤の強化

3　地域をゆたかにする消費行動の促進

- ■ しあわせバイ信州運動の展開
- ■ 観光需要の創出と経済波及効果の拡大

4　県民生活の安全・安心の確保

- ■ 地域防災力向上
- ■ 県土強靭化の推進
- ■ 医療・介護等提供体制の確保
- ■ 地域公共交通の維持・利用転換
- ■ ツキノワグマ対策の推進

●国際情勢変化や物価高騰等への対応

○相談窓口を設置し、中東情勢に関する相談受付を実施(R8.3.12～)

○国際経済情勢に係る長野県連絡協議会（経済4団体、国、農業団体など13の機関が参加）**の設置(R8.3.17～)**

・県内企業及び地域経済への影響について、早急な情報収集、正確な情報共有等を実施

・中東情勢等を踏まえた県内事業者への影響に関するアンケートを実施（第1回：R8.5.13、第2回：R8.8.5）

＜第2回アンケート結果概要＞
・事業活動への影響を受けている割合に大きな変化はなし（71.6%←69.3%）は変わらない
・「燃料油価格の高騰（64.5%←62.5%）」や「石油製品価格の高騰(62.6%←59.7%)」は前回と同様に上位。「石油由来製品の調達難」は前回から▲13.8%減少（45.9%←59.7%）し、目詰まりは改善傾向

○中東情勢等の影響を受けた中小企業等への特別支援を実施(R8.９月補正予算)

・地域産業と雇用の維持を図るため、物価高騰の影響を受け、支援機関の伴走により経営課題に対応する中小企業・小規模事業者に対し、臨時的な支援金を支給

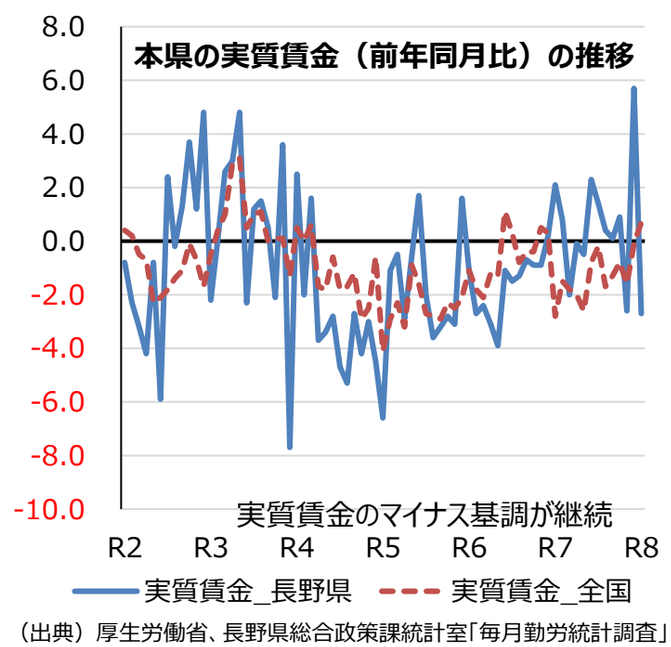
課　題

■中東情勢の影響が懸念される中、足元では長引く**物価高騰や実質賃金の低下に加えて価格転嫁が十分に進まず、家計や企業収益を圧迫**

■**物価上昇を上回る賃上げの持続とそれを可能とする企業の生産性向上が不可欠**

■**資金繰りが悪化**している中小企業を後押しする**強力な支援策に加え、スタートアップ支援**や**円滑な事業承継**など、中長期的な発展を支えるための**実効的な制度が必要**

■資材価格高騰により、価格の上昇分を請負額に反映できる**建設工事請負契約書第26条**のスライド条項における　1～1.5%の**受注者負担割合が受注者の適正な利益を圧迫**



（出典）厚生労働省、長野県総合政策課統計室「毎月勤労統計調査」

提案・要望

1　エネルギー・原材料価格高騰への対応とコスト構造の転換支援（内閣府・経済産業省・中小企業庁）

高止まりするエネルギー・原材料コストの上昇分が、サプライチェーンの川下まで適切に価格転嫁されるよう取引適正化に向けた国主導による指導を徹底するとともに、労務費転嫁指針やパートナーシップ構築宣言の実効性を高め、発注者による定期的な価格協議の働きかけを促進することで、受注者が価格交渉を行いやすくするなど、価格転嫁に向けた環境整備を強化すること

事業者の省エネルギー設備の導入や燃料の再生可能エネルギーへの転換を後押しする支援の強化を図るとともに、活用しやすい制度とすること

2　物価上昇に負けない賃上げの実現に向けた支援（内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁）

中小企業・小規模事業者が最低賃金の大幅な引上げに対応できるよう、省力化投資等の生産性向上や賃上げ原資の確保に向けた支援を拡充するとともに、事業者が確実に支援を活用できるよう十分な申請期間を確保するなど、国の責任において必要な措置を講じること

3　中小企業等の短期及び中長期的な取組の支援（経済産業省・中小企業庁）

厳しい経営環境にある中小企業者等の経営改善・事業再生支援策を継続すること。特に、地域企業の再生に向け地域未来金融アクションプランを早期に策定すること。加えて、国による保証料補助を含む新たな資金繰り支援の保証制度を創設・継続すること

また、スタートアップ支援として、「第２期スタートアップ・エコシステム拠点形成加速化プラン」を踏まえ、拠点都市で構成するコンソーシアムを主導する自治体を対象に地域未来交付金に専用枠を創設するなど、財政的な支援策を検討すること

「中小企業の親族内承継に関する検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域の基盤産業の維持に資する場合には、第三者承継やM&Aへの移行時に猶予税額の免除・減免を可能とするなど、事業承継税制の充実を検討すること

4　標準請負契約約款（スライド条項）の受注者負担割合の見直し検討（国土交通省）

建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討すること

22　中山間地等におけるSS支援について

【消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁】

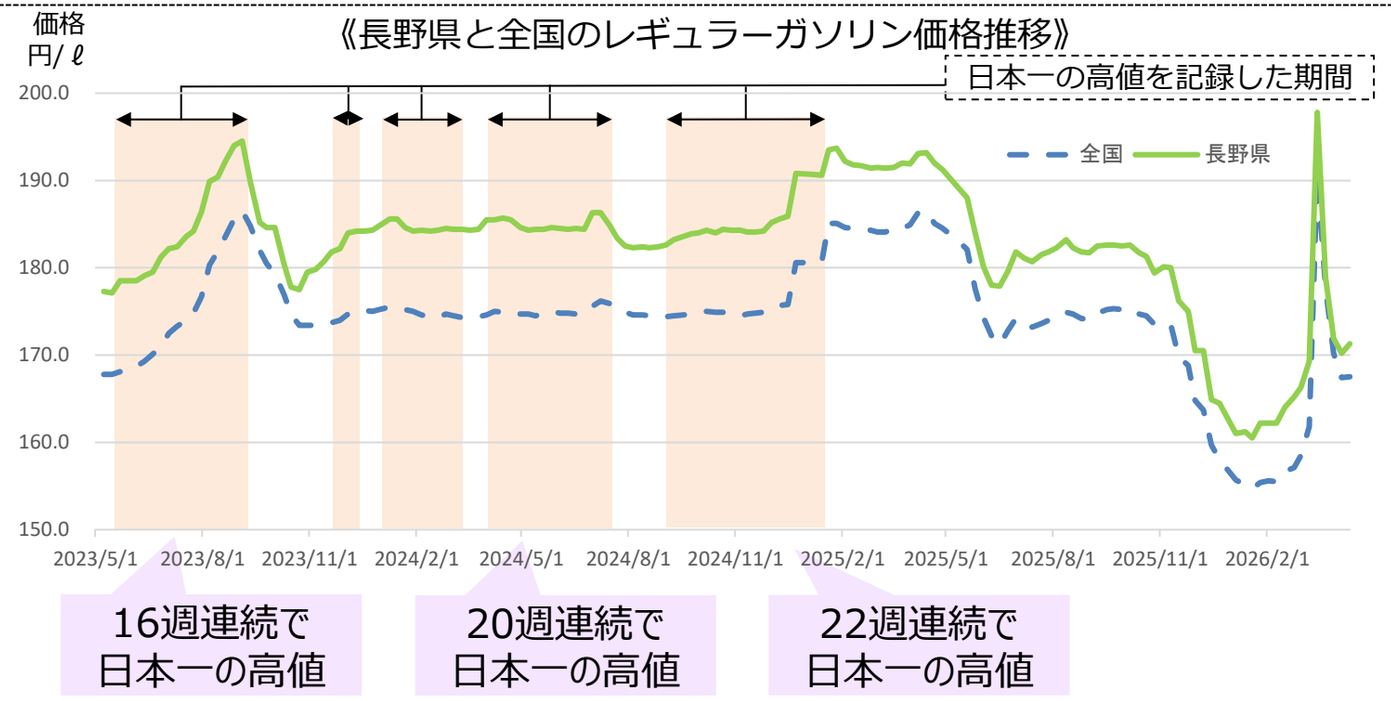
長野県の状況

●ガソリン価格が高く、SS（サービスステーション）過疎が深刻

① 長野県のガソリン価格の現状

これまで都道府県別で全国１位の高値を断続的に記録、2025年以降も全国平均価格と比べて高値で推移

《長野県と全国のレギュラーガソリン価格推移》



※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）

《長野県のガソリン価格が高いと考えられる要因》

- 販売量が少ないSSやSS過疎地（SSが３か所以下の市町村）が多いこと、中山間地域が多く灯油配達のコストが大きいことなど様々な要因によって**経営コストが高く、販売価格を高くせざるを得ない**
- 製油所から遠いため、**輸送コストがかかる**

② 長野県のSSの現状

- 全国的に減少傾向にあるが、長野県は全国を上回る減少率
- SS過疎地の割合は45.5%と全国上位（全国第３位）

《SS数の推移》

年		H24	R7	対H24比
SS数	**長 野 県**	1,033	733	**△29.0%**
	全　　国	36,349	26,412	△27.3%

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）

SS過疎市町村の割合は
長野県が全国第３位

	都道府県	市町村数 (A)	「SS過疎地」市町村数(B)	「SS過疎地」市町村割合(B/A)
1	奈良県	39	20	51.3%
2	沖縄県	41	19	46.3%
3	**長野県**	77	35	**45.5%**
	全　国	1,741	381	21.9%

市町村別に見るSS過疎の状況（R7.3.31時点）（資源エネルギー庁）をもとに作成

取　組

○SS過疎地対策の実施（R5.10.6～）

・持続可能な運営体制の検討を進めるため「SS過疎地対策の手引き」を作成
・検討の主体となる市町村の検討を支援するため「市町村サポートチーム」を設置

○ガソリン価格の適正化等に関する検討会の開催（R7.3.27～）

・中山間地等の小規模SSの支援及び価格抑制等の取組を検討するため、経済団体、市町村等と設置

○市町村によるSSの維持・強化、地域拠点づくりの取組を支援（R８～R12）

・検討会の議論を踏まえ、中山間地域等のSSの維持・強化等に取り組む市町村への集中支援を開始
（主な支援策例：地域の燃料供給の姿の策定、それに基づく施設整備に対する国庫補助への上乗せ支援）

《SS１所当たりのガソリン販売量（R7年度実績）》

順位	都道府県	販売量（KL/SS）
1	東　京　都	5,308.2
2	大　阪　府	2,652.7
3	神奈川県	2,615.5
4	埼　玉　県	2,264.4
5	福　岡　県	2,159.9
－	全　　国	1,640.7
29	**長　野　県**	**1,174.0**

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）及び
都道府県別販売実績（石油連盟）を基に作成

課　題

■ 都市部と比べ販売量が少ない地域あり　⇒ **経営維持のため販売価格を高くせざるを得ない**

■ R8.3から実施されている「イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置」は、全国平均小売価格が170円程度を超える部分について補助を行う仕組みであり、**ガソリン価格に大きな地域間格差があることが考慮されていない**

■ 製油所から遠いため輸送コストがかかる ⇒ **卸価格の地域間格差が生じており是正が必要**

■ SS過疎市町村が多く、販売量が少ない小規模事業者が多い ⇒ **経営が厳しいSSが多く、SSの経営の合理化等が必要**

提案・要望

1　ガソリン価格の地域間格差の是正（経済産業省・資源エネルギー庁）

中山間地域など、ガソリン価格が高く暮らしへの影響が大きい地域の実態を踏まえ、価格帯に応じた支援を講じるなど、地域間格差なく全国どの地域においても安心してガソリンを購入できるよう、新たな支援制度を検討すること

2　ＳＳ経営合理化の促進及び自治体によるＳＳ承継･合併等に向けた支援充実（消防庁･経済産業省･資源エネルギー庁）

生活の必須インフラであるSS維持のため、「自治体によるＳＳ承継等に向けた取組支援事業」の予算額を大幅に拡充するとともに、小規模自治体に対してより手厚い補助率・上限額を設定すること

また、真に対策が必要な市町村が活用できるよう、同事業の補助対象を「SS過疎地等」に限定せず、複数市町村が合同で行う事業を対象とするなど、制度設計を柔軟に設定するとともに、SSの新設・移転に係る地質調査、用地造成・地盤改良工事等の費用を対象経費とすること

防火塀やタンクの技術基準の見直しなど規制緩和による維持管理コストの縮減について研究を進めるほか、頻発激甚化する災害に備え、SSの石油備蓄、自家発電設備新規整備の支援制度を設けること

23　持続可能な社会を支える地域公共交通の維持・発展について

【総務省・国土交通省】

長野県の状況

●持続可能な社会を支える地域公共交通の維持・発展が大きな課題

・少子化・人口減少の急速な進行などにより利用者・収入の減少に加え、燃料価格の高騰等により事業者の経営は悪化
・事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、担い手不足の深刻化等による路線の減便・廃止が相次いでいる状況
・交通事業者の自助努力で公共交通を維持・確保することが困難なため、都市圏を除く地方においては「行政の主体的な関与」が必要

取　組

○ 公共交通の維持に県が主体的に関与

- 令和５年４月から県の組織体制を強化するため、交通政策局を設置し、交通政策を総合的・一体的に推進
- 長野県公共交通活性化協議会で、長野県全域を計画区域とした「長野県地域公共交通計画」を策定（R6.6）
- 「通院」「通学」「観光」を保証すべき移動に位置づけ、ダイヤ・便数等のサービスの品質を示し、10広域圏ごとに実現に向けた実効性ある取組を推進
- 広域的なバス路線への県の関与を強化し、赤字補填にとどまらない県独自の「信州型広域バス路線支援制度」を構築（減額要件を撤廃し運行経費の1/2を支援、将来の処遇改善や設備更新等に必要な経費を別途加算）
- 県民や観光客の移動の利便性向上を図るため、公共交通機関のキャッシュレス決済導入支援や公共交通情報のオープンデータ化を実施

R5.4月　交通政策局設置（体制強化）
R6.6月　長野県地域公共交通計画を策定
・行政が主体的に関与する方針を決定
・通院、通学、観光の移動保証に向け、県内全域でバス路線等の再構築を開始
R7.６月 「信州型広域バス路線支援制度」を構築
・赤字補填だけでなく処遇改善等も支援
・令和９年度当初予算において全県展開
R7.10月　木曽地域で再編後のバス路線運行開始
R8.3月　　一部地域を除きバス路線等の再構築完了

○ 地域鉄道の利用促進に向けた取組、並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保

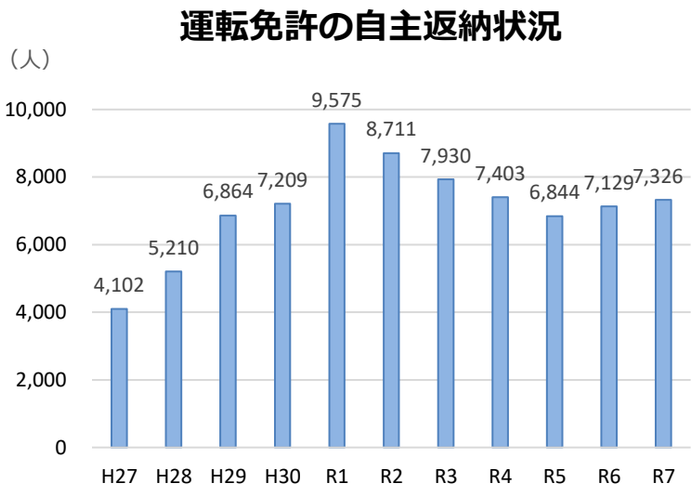
- いわゆる赤字ローカル線と言われる地域鉄道の利用を促進させるため、地域ともにイベント等の活性化策に取り組むとともに、ＪＲ大糸線においては臨時の増便バスなどを運行することで路線の潜在的需要を確認
- 令和５年６月に生じた脱線事故を踏まえ、地域における生活の足として重要な役割を担う並行在来線を維持し、その安全輸送を確保するため、事業者が行うレールやマクラギ等の設備整備や修繕等に対する支援を強化

課　題

■ 公共交通は、長期的な利用者の減少や燃料価格高騰に加え、運転手不足が深刻化し、**安定的なサービスの提供に課題**

■ 中山間地や過疎地など地域の実情に応じた生活交通の維持・確保を図るため、特に**高齢者・高校生・観光客**が、**自家用車に頼らずとも移動できる環境整備が急務**

■ **並行在来線「しなの鉄道」の安定的な維持・存続**のため、**JRから受け継いだ過大な設備の維持管理コストの縮減**や、**多額に上る修繕費への支援が必要**



（出典：令和７年交通統計より長野県交通政策課作成）

提案・要望

1　地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築及び充実（国土交通省）

地域公共交通は、通院・通学等の地域の暮らしや観光地への円滑な移動に必要不可欠であるが、都市圏を除く地方においては事業者の自助努力により維持・確保していくことはもはや困難であり、**今後は民間ではなく行政主導による取組に転換する必要**があるため、**国において公共交通の支援に必要な予算を飛躍的に増大させる**こと

地域にとって必要な交通ネットワークを確保するため、**法定協議会において補助対象となる地域間幹線系統や地域内フィーダー系統を選択・支援できるよう、補助対象路線の選定に係る権限や路線の維持・確保に必要な財源を地方に移譲**すること

『「交通空白」を発生させない持続可能な体制認定制度』について、都道府県版の制度創設に向けた動きを歓迎するが、全国的な重要課題であることを鑑み、**意欲ある取組が促進されるよう、財政面を含むインセンティブが働く制度とする**こと

自動運転移動サービスの社会実装にあたり、車両購入費、維持管理費やシステム使用料等の費用を自治体や事業者のみで継続的に負担していくことは困難であるため、**実証運行のみならず、社会実装後の本格運行までの間に必要な費用を対象とする支援制度を創設**すること

2　地域鉄道の維持・確保に向けた今後の方向性の提示及び抜本的な支援（総務省・国土交通省）

ＪＲ路線については、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成するものであることから、その**存続又は廃止の判断、及び他の交通モードに転換する場合の財政負担等については、国が統一的に責任をもって取り組む**こと

ＪＲ東日本からの経営分離に伴い並行在来線「しなの鉄道」が引き受けた**過大設備のスリム化に要する経費**や、開業から29年が経過し急速に老朽化が進む**鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を講じる**こと

24　本州中央部広域交流圏の形成について

【内閣官房・国土交通省】

長野県の状況

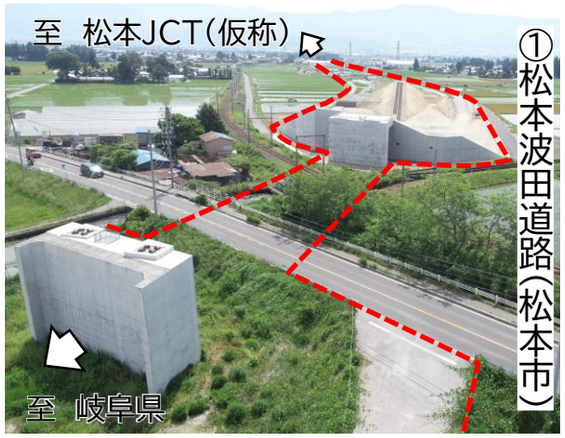
●本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、**北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワーク**を最大限に活用する**「本州中央部広域交流圏」**を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

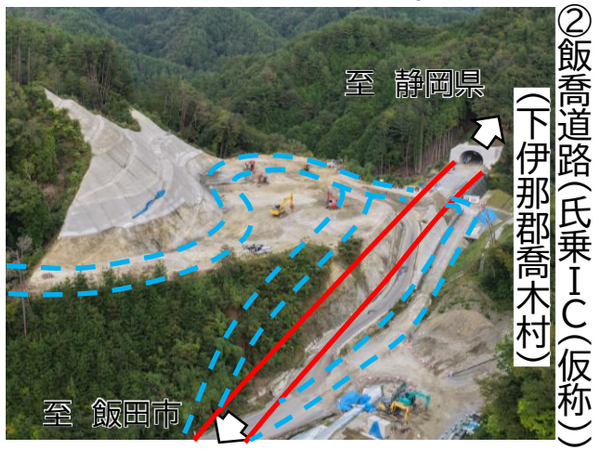
取　組

○県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

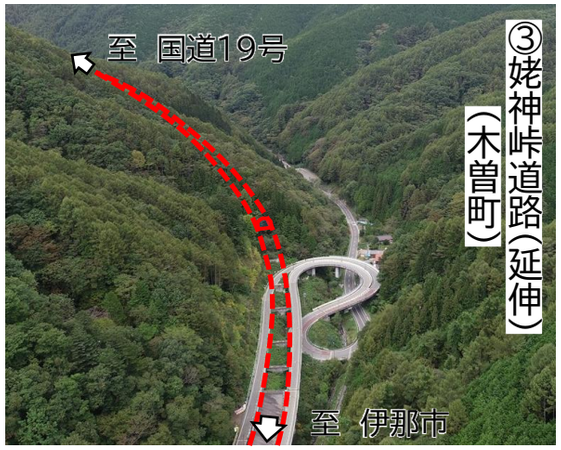
・中部縦貫自動車道



・三遠南信自動車道



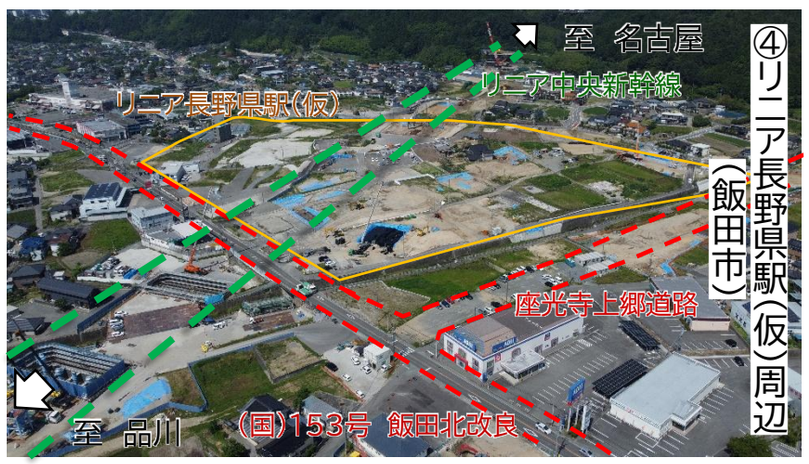
・伊那木曽連絡道路



○リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

⇒長野県駅に直結するアクセス道路等の整備

⇒リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進





○ＪＲ東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

⇒ ＪＲ東海が行う工事並びに発生土置き場及び自然由来要対策土の活用・処分等に係る地元との調整

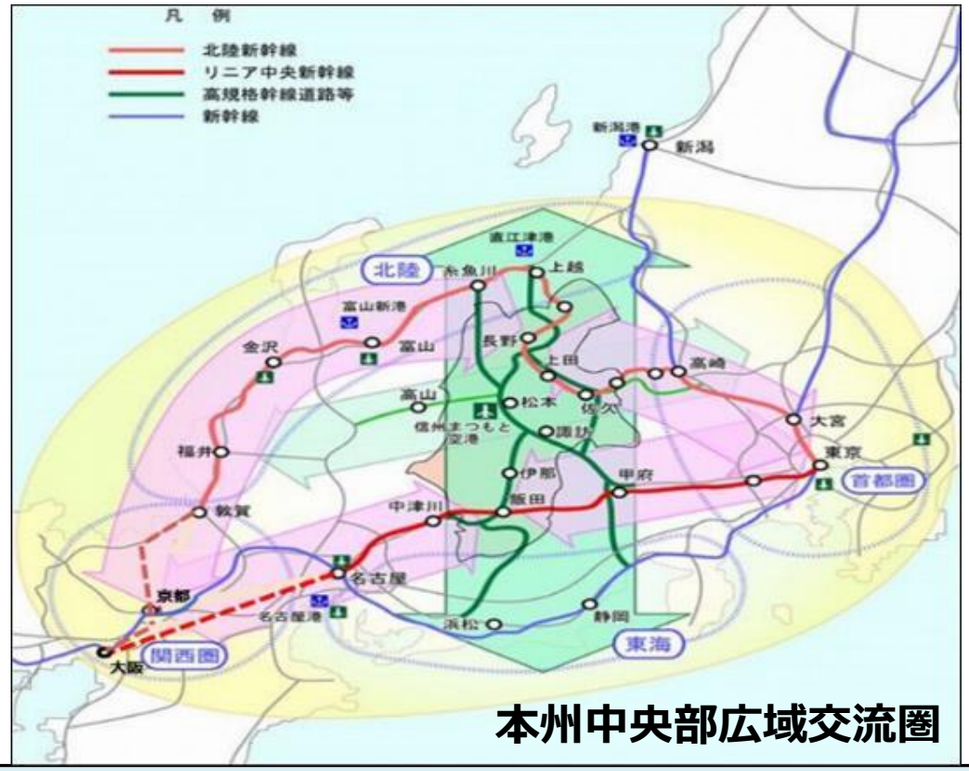
課　題

■**平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保**が必要
令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生

■**本州中央部広域交流圏の実現のため、道路ネットワークの整備**が必要
高規格道路のミッシングリンク解消や高速交通網の整備効果を広く波及させるための一般広域道路等の整備が不可欠
また、構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要

■リニア整備を国土の発展に活かすため、三大都市圏を結ぶ**「日本中央回廊」の形成**に向けた積極的な取組が不可欠

■**リニア関連の基盤整備は、**地元自治体の**財政負担が過大**



本州中央部広域交流圏

提案・要望

1　高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの整備推進

中部横断自動車道で唯一の未整備区間となっている「長坂～八千穂間」の早期事業化を図るため、都市計画決定等の手続きが着実に進むよう協力すること

中部縦貫自動車道の松本波田道路の整備を推進し、早期完成を図ること。また、波田～中ノ湯間の計画段階評価に早期着手すること

三遠南信自動車道の整備を推進し、早期全線開通を図ること。また、飯喬道路及び青崩峠道路の開通見通しを示すこと

伊那木曽連絡道路 姥神峠道路（延伸）の事業推進、松本糸魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進及び大町市街地等の未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと。さらに、上信自動車道の県境部は権限代行により調査を行うこと

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曽川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路への指定に向けた調査支援を行うこと。また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

2　リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

一般国道153号 飯田北改良や座光寺上郷道路等のリニア中央新幹線に関連する道路整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

3　リニア中央新幹線中間駅を中心とする圏域の活性化への支援

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議における中間取りまとめを踏まえ、長野県提案事項である実証都市圏域形成に資する取組や市町村が行うまちづくり及び中間駅４県による地域再生計画に基づく取組への十分な予算確保、特区等の規制緩和、法制度等の拡充・改正などの支援について引き続き検討を行うこと

25　県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靭化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

・近年**激甚化・頻発化する豪雨災害**や**切迫する大規模地震等**に備えるため、**長野県強靭化計画を策定**し、防災・減災対策を推進
・**「第１次国土強靭化実施中期計画」**では、防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進により更なる**加速化・深化を図る**こととし、令和12年度までの５か年で**重点的・集中的に対策を講じる**とされた

取　組

○ 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生**しており、**防災対策に力を入れている**

○ **流域治水対策、土砂災害対策、法面・落石対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、ため池の豪雨・地震対策など、「第１次国土強靭化実施中期計画」を積極的に活用した「防災・減災対策」や「通学路の交通安全対策」、インフラメンテナンス等を推進**



第１次国土強靭化実施中期計画を活用して調節池の整備を推進



第１次国土強靭化実施中期計画を活用して道路ネットワークの機能強化を推進



第１次国土強靭化実施中期計画を活用して砂防堰堤等の整備を推進

課　題

■令和６年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備**や**ダブルネットワーク強化**、**道路法面対策**、**無電柱化、地籍調査等**災害発生時の、**県土の強靭化は最重要課題**
■激甚化する災害を踏まえ、**国土強靭化基本計画、長野県強靭化計画を着実に実施する必要がある**ものの、**多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
■広範にわたる浸水被害等が発生した場合、県のみでは**対応が困難**となるため、国が所有する排水ポンプ車をはじめとする**災害対策用機械による支援が必要**
■通学路の安全対策は、令和３年通学路合同点検要対策箇所を中心に進めてきているが、**安全上の課題を抱えた箇所が多く残っている**
■直轄事業の**大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**
■**補正予算からの脱却**に伴う予算の空白や事業量の急激な変動は、地域の安全・安心のみならず、**地域経済及び建設産業の持続可能性にも重大な影響を及ぼす**


法面崩落による通行止め


緊急輸送道路の無電柱化


通学路の安全対策


国交省排水ポンプ車の支援

提案・要望

1　社会資本整備に必要な予算の確保（総務省・農林水産省・国土交通省）

社会資本整備に係る予算について、従来の当初予算と補正予算を通じて確保されてきた実質的な事業規模を下回らないよう、物価高を勘案して必要額を当初予算に確実に計上すること

併せて、補正予算から当初予算への移行に伴い地方の実質的な負担が増加することのないよう、適切に地方財政計画に歳出を計上するとともに、**手厚い地方財政措置と連動した国費措置の枠組みを創設・拡充するなど、地方が安定的かつ計画的に事業を実施できるよう十分に配慮**すること

また、事業量の急激な変動による地域経済及び建設産業への影響を最小限とするため、年間を通じた計画的な発注に向け、**ゼロ国債や国庫債務負担行為を地方が積極的に活用できるよう、柔軟な運用**を図ること

2　防災・減災、国土強靭化の強力かつ計画的な推進（内閣官房・総務省・林野庁・農林水産省・国土交通省）

「第１次国土強靭化実施中期計画」の関係予算について、**予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映するとともに、政府が掲げる「危機管理投資・成長投資による強い経済」を実現し、計画的かつ更なる加速化・深化を図るため、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保**すること

加えて、**起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮**すること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、**丁寧な説明を行うとともに、地方自治体の健全な財政運営に配慮**すること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること。また、**TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行**等を通じて**地方自治体の災害復旧を全面的に支援**できるよう、**国と各地方整備局の体制強化や人員確保、そのための宿舎の改修等の環境整備を継続的に図る**こと

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国土交通省）

子ども達の安全・安心を守るため、**通学路の交通安全対策の強化・推進**と**必要な予算を継続的に確保**すること

26　未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

●スポーツを通じた地域活性化の場となる都市公園の整備

・国家的イベントである「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の競技会場として、都市公園が選定されている
・新型コロナウイルス感染症が契機となり、都市公園の意義や必要性・魅力が再認識されている

取　組

○国民スポーツ大会の成功・地域活性化に向けた都市公園の整備

・令和10年に「**信州やまなみ国スポ・全障スポ**」が開催予定
・各競技会場として**県内18都市公園**を選定
・県では大会の成功に向け「**松本平広域公園 陸上競技場**※」の整備推進を**県総合５か年計画に位置付け（R8.9.26供用開始）**

※総合開会式及び陸上競技の会場

・県外からの競技者や観光客の来訪がある国スポ・全障スポの開催を契機に、松本平広域公園を始め**県内都市公園が地域活性化の場**となるよう取り組む





【県】松本平広域公園 陸上競技場

【競技会場位置図】



課　題

【短期間で多額の費用が必要】

■「**信州やまなみ国スポ・全障スポ**」の総合開会式及び各競技会場に選定されている、**都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修**のため、**県内自治体が一斉に施設整備を実施**している（県、長野市、上田市、大町市、千曲市等）

■ 大会開催までの**短期間で多額の費用が必要**である

○（仮称）南長野運動公園フットボール場の例

- サッカーの会場（長野市で事業実施中）
- フットボール場は**R9からリハーサル大会**を予定しており、完成させるためには、**約36億円の事業費が必要**



【長野市】（仮称）南長野運動公園フットボール場

○千曲運動公園（仮称）千曲市新戸倉体育館の例

- ハンドボールの会場（千曲市で事業実施中）
- 体育館は**R10国スポ・全障スポでの使用**を予定しており、完成させるためには、**約32億円の事業費が必要**



【千曲市】千曲運動公園（仮称）千曲市新戸倉体育館

提案・要望

1　第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた都市公園施設整備への支援

国家的イベントである、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功のため、各競技会場となる**都市公園の施設整備について、大会スケジュールに間に合うよう必要額を満額配分**すること

27　ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省・林野庁】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

・広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害**が発生
・気候変動の影響により、**今後さらに災害リスクが増大**
・**激甚化・頻発化する自然災害**から地域の安全・安心を確保するため、**長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策**を推進



千曲川堤防決壊



土石流により人家・宿泊施設等が被災



上村川増水に伴い国道・市道橋が被災

取　組

○県下７水系の**「流域治水プロジェクト2.0 」**に基づき、 ハード・ソフト対策が一体となった水災害・土砂災害の事前防災対策について、「第１次国土強靱化実施中期計画」により**更に加速化・深化**
○更に**「流域治水」の加速化・深化**を図るため **、県独自の「圏域版流域治水推進計画」**を策定。小流域で、地域の治水上の課題、まちづくりを踏まえた流域治水計画を策定し、計画と改善を繰り返し、流域治水を進めることで参加機運の醸成と合意形成の促進を図っていく**（令和８～12年度まで）**
○「流域治水」の推進には、**県民や事業者等の協力**が必要不可欠であることから、広報動画の放映等による普及啓発の取組を実施中
○「流域治水」の**更なる普及・啓発を図る**ため、「流域治水」の効果が分かる模型を作成し、イベント会場や小中学校において、**「防災教育」**を実施



流域治水 普及啓発ポスター

課　題

■毎年のように豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水・土砂災害対策**が急務
■あらゆる関係者の協力を得て**「流域治水」への転換**を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
■**逃げ遅れゼロや流域治水の深化**に向け、様々な普及啓発活動を行っているが、**流域治水の自分事化までは至っていない**状況
■国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曽川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
■直轄工事の完了が見込まれる上高地では、流域全体の高度な土砂移動モニタリングや無人化施工等の高度な土砂管理が必要
■**急流河川における河床の異常洗掘による被災**など、全国一律の採択要件を満たさない場合でも**災害が発生している**状況
■大規模災害時には、被害調査・査定設計が大きな負担となることから、**災害査定の手続き改善や技術的助言等**が必要
■大雨による**土石流、土砂・洪水氾濫や流木災害が頻発**しており、**計画的な施設整備**や**二次災害防止対策**が必要
■防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要
■災害外力・耐力の変化や、事業実施環境の変化への対応として、**効率的・効果的な予防保全型メンテナンスへの移行**が必要

提案・要望

1　流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編・砂防事業の促進と、県事業を含むプロジェクトの推進に関する予算を確保するとともに、各水系で作成の「流域治水プロジェクト2.0」に位置付けられた事業の整備促進を図ること
また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針や河川整備計画の変更を促進し、堤防整備や強化、洪水調節機能の増強検討など、より効率的、効果的な対策を検討すること
流域治水の取組を促進するための財政支援として、地方自治体が利活用しやすい流域治水に係る総合的な交付金を創設すること
流域治水に係る広報活動を強化するとともに、流域関係者に対策効果が分かりやすく伝わるよう、可視化・高度化を図ること

2　国による河川の一元管理、直轄砂防管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」について、信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続し、喫緊の課題に対して技術・財政面での支援を引き続き講じること。県土の骨格をなす千曲川・犀川・天竜川・木曽川等の県管理区間について、地方の財政状況や、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応などの実情を踏まえ、様々な課題を解決した上で、国による一元管理とすること
高度な土砂管理が求められる上高地については、国により継続的に関与すること

3　災害に対する支援強化

災害の採択範囲について、近年の気候変動による短時間強雨の頻発化を踏まえた急流河川特有の被災事例などを勘案し、地域の実情に応じた要件を検討すること

4　土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

地域社会や経済を支える施策として土砂災害対策を推進していくため、個別補助事業を創設すること
災害関連緊急事業について、二次災害防止対策の重点実施を図るため、応急対策の実施に必要な事業期間を確保すること

28　インフラメンテナンス予算の確保について

【農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

●老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

・**建設後50年を経過する社会基盤施設**が、令和15年には道路橋の約67%、トンネルの約44%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約6%に達する見込み。また、上水道管路の44%、 基幹的農業水利施設の56%が法定耐用年数※40年を超過する見込み

※地方公営企業法に示された設備の更新基準

・今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要であるが、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**予算を安定的・継続的に確保**することが必要

取　組

○道路施設

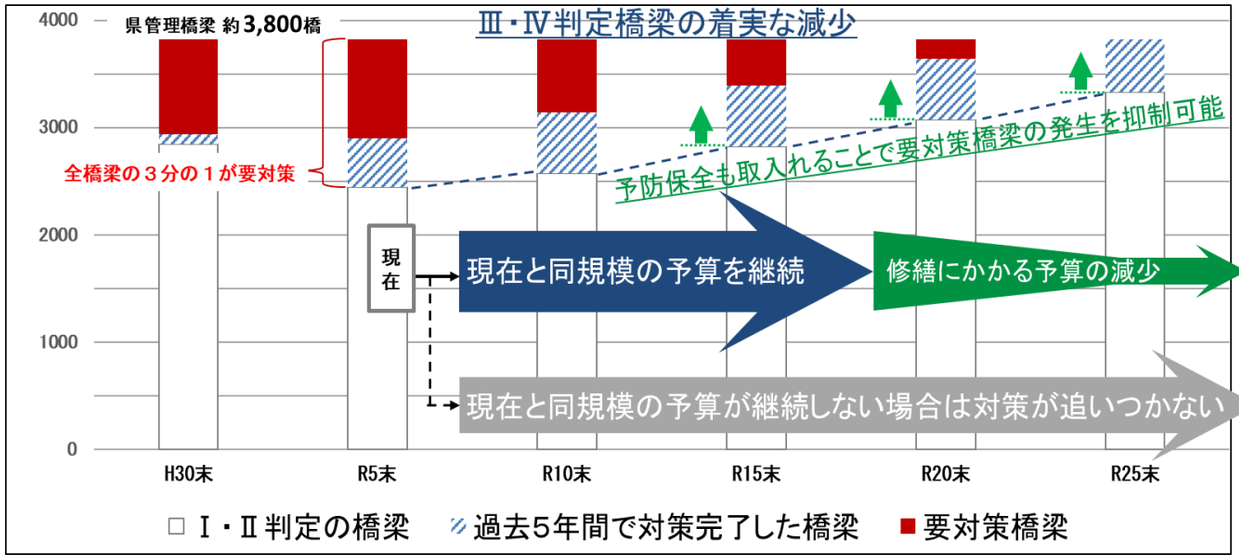
・**橋梁・トンネル**等の法定点検は令和５年度で**二巡目が完了**

・**橋梁では約29%（1,113橋）が早期に措置を講ずべき状態（令和５年度末時点）**

・要対策橋梁の予防保全への転換を図るには、**継続して対策を着実に推進する**ための予算が必要

・**舗装**等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

長野県の橋梁補修状況と今後の推移



○河川施設

・長寿命化計画に基づき、ダム等の重要河川施設の点検・老朽化対策を実施

・**県管理17ダム中、５ダム（裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐）で計画堆砂容量に対する堆砂率が100%超え、一部は治水容量まで堆積し、ダム管理上、支障を来している**
⇒ダム再開発、ダム再生、緊急浚渫事業債を活用し、治水容量の回復のための貯水池掘削を実施





裾花ダム2号予備ゲートの老朽化状況


片桐ダムの堆砂状況


砂防堰堤の基礎洗掘

○砂防施設
・砂防長寿命化計画に基づき、砂防施設の老朽化対策を実施
・雪崩防止施設の長寿命化計画策定に着手
・UAVや変状自動検出システムを活用した長寿命化計画の見直しに着手
・**緊急浚渫推進事業債**を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

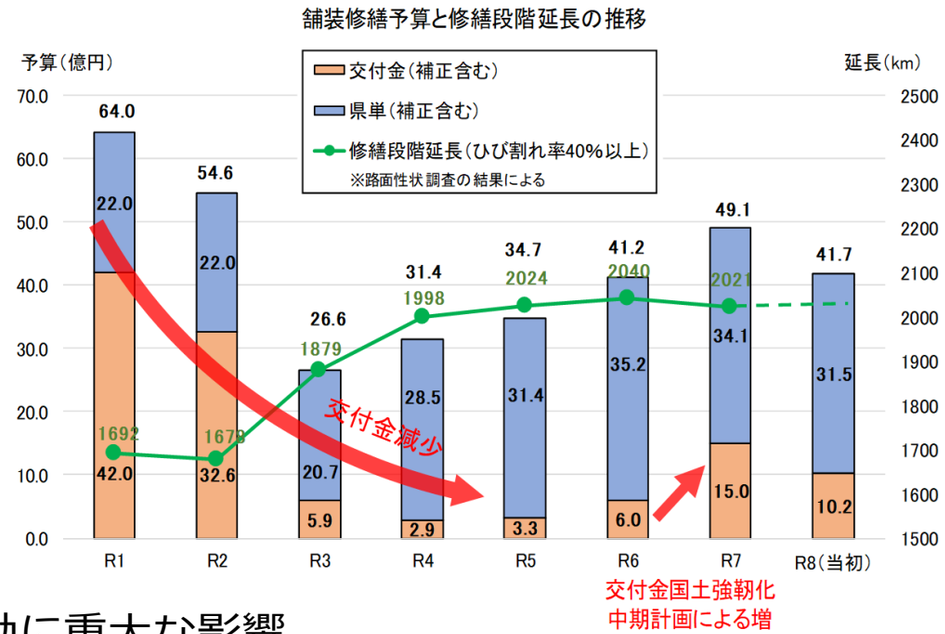
○公園施設
・**公園施設長寿命化計画に基づき老朽化対策**を県内14市町村と共に実施

○農業水利施設
・**基幹的農業水利施設**（水路1,291km、重要構造物685か所）について、**機能保全計画に基づく長寿命化**を実施

○下水道施設
・**管渠や処理場は代替がきかない**ため、破損や故障は日常生活や社会活動に重大な影響
・特に県内の処理場は108(全国第３位)あり、耐用年数の短い機械、装置等の更新に**多額の予算が必要**

○水道施設
・県内には水道事業者が多く存在し、地形的な特徴もあり経営基盤が脆弱（上水道59（全国２位）・簡易水道122（全国5位））
・安全・安心な水を供給するため、耐震化・老朽化対策に対する**技術的支援及び財政支援制度の拡充が必要**

○治山・林道施設
・長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策および林道施設重要構造物の点検・老朽化対策を実施



課　題
■**老朽化が進行するインフラへの対策**については、予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を行うため**継続的な予算の確保**と**地方負担の軽減が必要**
■**大型交通量が多い緊急輸送道路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く**、適切に修繕を進めていくには、**多額の予算が必要**
■**ダム貯水池の堆砂の進行による洪水調節機能の低下に対し、より効果的に堆砂除去を実施する必要**がある

提案・要望
1　インフラの長寿命化対策への支援（農林水産省・林野庁・国土交通省）
老朽化が進行するインフラへの対策については、ライフサイクルコストが低減される「予防保全型」への早期の転換に向け必要となる予算を安定的・継続的に確保すること

2　舗装等の道路施設への支援（国土交通省）
舗装等の道路施設について、損傷や老朽化が進行しているが十分な修繕が出来ていないことから、安全・安心で快適な交通を維持するため必要な予算を確保すること

3　ダム貯水池の堆砂除去への支援（国土交通省）
堆砂除去を集中的に実施するため、ダムリフレッシュ事業の制度適用範囲を都道府県まで拡充すること

29　上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

●耐震化率は、多くの施設で全国平均を下回っている（令和６年度末時点）

項目	取水施設	導水管	浄水施設	送水管	配水池	水道管路
全国平均	52%	35%	47%	49%	68%	47%
長野県	**40%**	**30%**	**39%**	**37%**	**47%**	**34%**

急所施設　　重要施設に接続する管路等

項目	下水処理場	下水道管路	ポンプ場	下水道管路	ポンプ場	重要施設※
全国平均	50%	71%	53%	53%	45%	9%
長野県	**43%**	**82%**	**57%**	**41%**	**41%**	**5%**

※接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設の割合

●老朽化する施設の更新が急務

・７年後の令和15年には**下水道管渠の約12%、上水道管路の約44%が法定耐用年数※を超過**する見込み

※下水道管渠は50年、上水道管路は40年

取　組

【上下共通】

・水道事業者及び下水道管理者が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、**急所施設及び重要給水施設に接続する管路等を優先した**計画的、集中的な耐震化について助言

・能登半島地震で顕在化した課題を教訓に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定

【水道】

・「水道施設整備費補助金」や「防災・安全交付金」を活用し、水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進するよう助言

・水道事業者の経営基盤の強化に向けて、基幹管路等の**計画的な耐震化、広域連携による事業改善**などを助言

【下水道】

・埼玉県八潮市における道路陥没事故を受けて、**流域下水道で管渠の緊急点検を実施。**令和９年度より対策工事に着手予定

・公共下水道は処理場の数が多いことから、生活排水処理構想(2022改定版）に基づき、施設の統合など広域化・共同化を進めることにより、**施設の集約化、耐震化及び老朽化対策**を進めている

課　題

【水道関係】

■給水区域が広範囲にわたる地理的条件から、対策が必要な基幹管路延長が全国平均に比べて長く、また小規模な施設が広範囲に点在しているため、費用及び時間を要する

	基幹管路	浄水場	配水池
施設等	3,352km	626箇所	2,055箇所
全国順位	11位	１位	１位

（令和5年度末）

■人口が減少する中で経営基盤が脆弱な小規模水道事業者が多く、老朽化対策や耐震化に十分取り組めていない状況

■大口径管路や緊急輸送道路・重要物流道路下の管路など、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路に対する更新やリダンダンシーの確保（複線化・連絡管）が重点的に支援されることになったが、土被り３ｍ以上、口径800㎜以上の導・送水管に限られる

	上水道	簡易水道
事業数	58事業	117事業
全国順位	２位	５位

（令和６年度末）

■防災・安全交付金では、耐震化事業の国費率が下水道に比べ低率であり、かつ重要管路以外が対象となっていない。特に老朽管更新に係る水道管路緊急改善事業の国費率は耐震化を実施しているにも関わらず1/4と低い。また、要望額に対して満額措置されていないことから水道事業者における負担が大きい。さらに、資本単価要件又は加速要件に該当しないため財政支援を受けられない事業者もいる

【下水道関係】

■処理区域が分散される地理的条件から、対策が必要な重要管路施設延長や処理場の配置数が全国平均に比べて多く、費用及び時間を要する

	重要管路延長	処理場数
配置数	2,846km	105箇所
全国順位	11位	３位

（令和６年度末）

■要望額に対して満額措置されていないことから事業計画に遅れが生じている

■老朽化対策、耐震化の個別補助※の要件が口径2,000㎜以上に限られ、補助要件を満たさない事業者に対する交付金要望額の措置率が低い

■下水道法改正に伴う管路の点検頻度の増加・方法の高度化により、下水道管理者の維持管理費用が増加する

提案・要望

１　上下水道施設に対する財政支援制度の充実

・令和８年熊本地震、令和６年能登半島地震、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、第１次国土強靭化実施中期計画に位置付けされた上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化及び戦略的維持管理・更新のため、**採択要件の緩和、国費率を引き上げる**とともに、**十分な予算を確保**すること

・令和７年度から補助率が1/4に引き下げられた**耐震化を伴う重要管路以外の水道管路更新について1/3に戻す**こと

30　水道事業の広域化に向けた取組について

【国土交通省】

長野県の状況

●長野県では地形的、地域的背景から圏域ごとの広域化を検討している

・令和５年３月に改定した「長野県水道ビジョン」では、財政の改善効果が最も大き く、専門性の高い人材の確保や、施設整備、管理業務、災害時対応等の事業運営全般において組織体制の強化を図ることができる**９圏域単位の「事業統合」を目指す**ことが望ましいと整理。**「広域連携検討の場」で議論**

・ただし、「事業統合」に向けて段階的に広域連携を実施する場合は、以下の方策とする

第一段階

①水道企業団や県企業局などの広域的な事業者を含む圏域においては、既に連携の基盤があることから**関係する事業者の「事業統合」を先行実施**

②当該給水エリア以外の市町村及びその他圏域の市町村は**「事務の共同化」から検討**

第二段階

統合後の企業団と周辺市町村との経営統合・事業統合や事務の共同化、技術・人材面での協力や業務 受託等の連携を実施

・圏域をまたぐ広域連携が有効な場合は、圏域が異なる事業者間における広域連携策についても検討を進める

＜各圏域の取組状況＞

事務の共同化＋事業統合	上田・長野	R6.4協議会設立、R7.11基本計画合意事業計画策定のため論点整理中
	松本	R6.3研究会設置　R8に財政シミュレーションを実施し統合形態を検討
	佐久	浅麓水道企業団及び佐久水道企業団の統合に向け課題・効果の整理中
	上伊那	上伊那広域水道用水企業団と受水団体との統合に向け課題・効果を整理中
事務の共同化	諏訪	スマートメーターの共同購入、料金システムの共同化について検討中
	木曽	料金徴収システム及び会計システムの共同化について検討中
	南信州、北ア、北信	外部専門家による勉強会等を実施し、事務の共同化について連携可能な項目を選定中
	事業統合グループ以外の市町村	事務の共同化について検討 ※東御市、長和町、青木村、麻績村及び筑北村において、圏域をまたいだ検討を開始

課　題

小規模町村における事業運営の危機が顕在化（持続可能でなくなっている）

■人口が減少する中で経営基盤が脆弱な小規模水道事業者が多い

■水道ビジョンでは広域事業者が存在する４圏域は二段階方式の検討としているが、第二段階での対応とした小規模町村はもはや経営が立ち行かなくなっており、小規模町村の検討が優先される

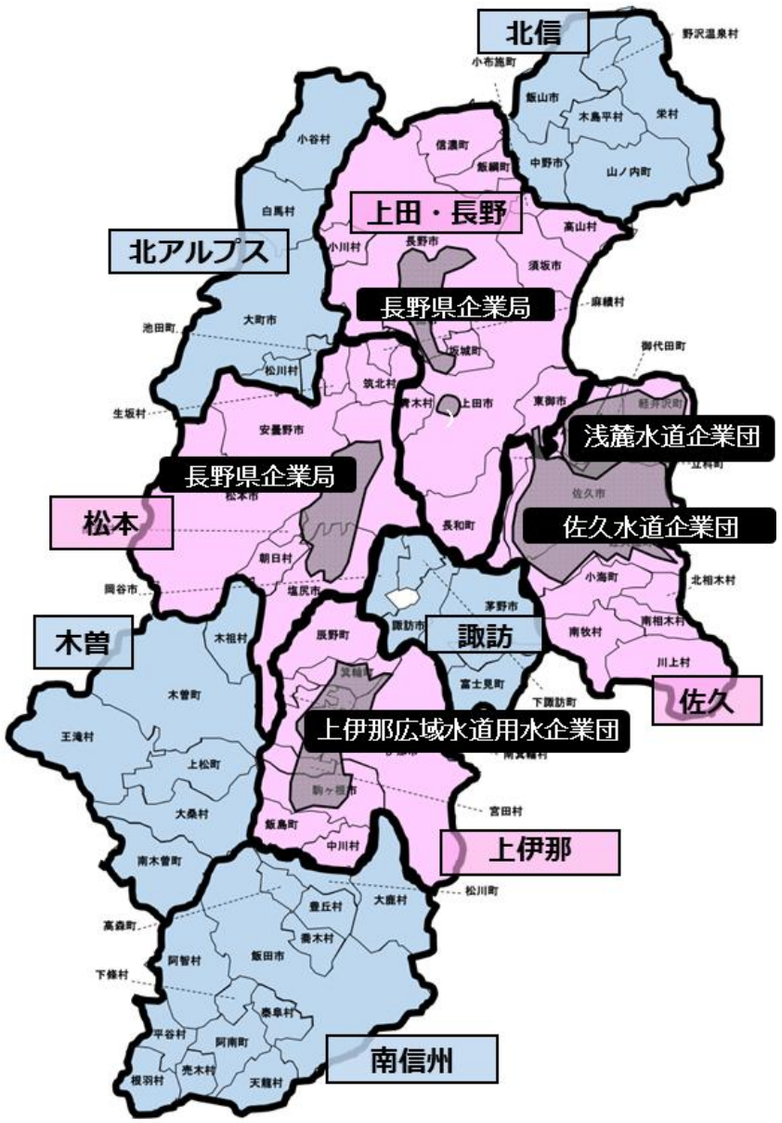
■広域事業者がいない５圏域は「事務の共同化」から検討することとしたが、事業運営の危機的状況からその先の取組（経営統合や事業統合）の検討が必要

広域化検討の負担感

■小規模水道事業者は職員数が少なく、広域化を検討する余裕がない

■市町村による広域化検討にあたっての調査・検討経費に対する国の補助制度がない。都道府県が実施する水道基盤強化計画の策定にあたっては、水道事業運営基盤強化推進事業があり計画の策定経費に充当できるが、市町村の広域化にあたっては使用できない。国土交通省による「モデル事業」や総務省による「水道施設の最適配置等支援モデル事業」があるが、採択される事業体が限られる

■広域化の取組の核となることが期待される中核事業体の財政的、人的負担感が大きい。また、中核となる事業体がいない圏域もある



提案・要望

1　水道広域化に対する支援制度の充実

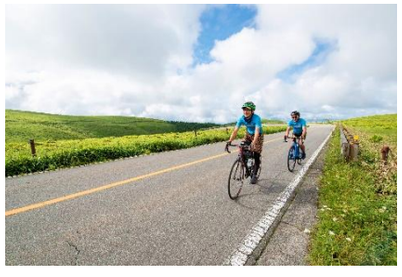
広域化の検討に伴う事務の負担軽減や取組の核となることが期待される中核事業体へのインセンティブ付与を図るため、調整や検討を担う人材の確保や、広域化検討にあたっての調査・検討経費に対する補助制度の創設など、人的支援や財政支援を含む<u>**広域化を推進するための新たな仕組みを整える**</u>こと

31　アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について

【総務省・スポーツ庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省】

長野県の状況

・コロナ禍以降の経済活動の活発化や円安傾向に伴い長野県を訪れる国内外の旅行者が増加
　＜ 延べ宿泊者数 ＞　　R7：19,048,010人泊　（対R1比：105.5%）
　＜ 外国人延べ宿泊者数 ＞　R7：　2,508,350人泊　（対R1比：159.0%）
・長野県ならではの自然・アウトドア（登山、スキー、サイクリング 等）を活かし、
　世界水準の山岳高原観光地づくりを推進





目指す姿

世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

- コロナ禍で停滞した観光交流の回復・観光産業の活性化
- 暮らす人も訪れる人も楽しめる長野県

観光消費額：8,549億円 (R5) → **11,500億円** (R9)

取　組

令和８年度長野県観光振興アクションプラン（R8.3月策定）

- 受入環境整備を含めた観光地域づくりの推進
- 長野県観光プロモーションの展開
- インバウンド誘客の推進

○長野県宿泊税（令和８年６月導入）の活用による観光地の魅力向上

・国際競争力の高い観光地づくりの推進に向けた持続的・安定的な財源として宿泊税を導入し、観光コンテンツの充実、観光客の受入環境整備、観光振興体制の充実等の取組に活用

○県内スキー場・スノーリゾートに対する支援

・スキー場に特化した経済波及効果分析ツールの開発や専門アドバイザーの派遣を通じて、地域における持続可能なスノーリゾート形成を支援

○インバウンドプロモーションの推進

・長野県らしい自然・文化・歴史を活かしたアドベンチャートラベルをサポートするガイドを養成
・文化や風習の理解促進に向けたインバウンド向けマナー啓発動画を新たに制作

○山岳高原観光振興に向けた安全確保・受入体制整備

・山岳遭難件数がR5から３年連続で過去最多を更新している状況を踏まえ、山岳遭難防止対策検討会や啓発ゲートの実証事業、信州登山案内人の登録等、安全登山の啓発・受入体制整備を実施
・公益的機能を担う山小屋の設備整備への支援や、遭難防止対策の強化のための寄付募集を実施

○サイクルツーリズムの推進

・長野県の自然を楽しめる県内１周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」のナショナルサイクルルート指定に向けて宿泊税を活用しながら受入環境整備を推進



Go Nature. Go Nagano.

課　題

■安全・安心なスノーリゾートの形成に向けて、**老朽化が進んでいる索道施設・設備の安全対策強化が急務**
■バックカントリースキーや登山における遭難等の事故が相次ぎ、安全確保のための情報発信強化やガイド人材の育成が急務
■慢性的な人手不足や燃料費等の価格高騰等により、**登山道の維持管理や遭難救助など山小屋の持つ公益的機能の維持が困難**
■サイクルツーリズムの推進のため、サイクリストが安全・安心に走行できる環境整備、維持が必要
■宿泊事業者・交通事業者といった**観光関連産業の人材不足は深刻**

提案・要望

1 スノーリゾート形成支援（総務省・国土交通省・観光庁）

国際観光旅客税の引上げを踏まえ、インバウンド獲得に意欲とポテンシャルのあるスノーリゾートの競争力を一層高めるため、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の予算を増額し、地域が十分に支援を受けられるよう予算措置すること

索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けられるようにするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること

地域経済・雇用に大きく寄与するスキー場の経営安定化及びエネルギー価格高騰による運営経費の増加に係る影響緩和のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置を令和９年３月31日以降も継続すること

2 バックカントリースキーをはじめとした冬山における安全対策（スポーツ庁・観光庁・環境省）

バックカントリースキーやスノーアクティビティでの事故を未然に防止するため、多言語看板や安全機器の整備など安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること。また、自治体・観光地域づくり法人(DMO)・事業者が取り組むガイド育成への支援を行うこと

3 インバウンド旅行者へのマナーや山岳遭難防止の啓発強化（観光庁）

地域と調和した観光や安全な登山が楽しめるよう、入国前または入国時におけるマナー啓発や山岳遭難防止に向けた啓発を行うなど、インバウンド旅行客への情報発信を強化すること

4 山岳インフラである山小屋への支援と関係法令の見直し（国土交通省・観光庁・環境省）

国立公園・国定公園内の山小屋が行う登山道の維持補修や資材の輸送、遭難防止対策・救助活動等に必要な経費については国が支援すること

遭難防止、環境保全、登山道整備等の多様な公益的役割を担う山小屋の維持管理や改修等を円滑に行うため、山小屋の特殊性を考慮した建築基準法及び自然公園法その他関係法令の必要な見直しを行うこと

5 サイクルツーリズム推進（国土交通省）

ナショナルサイクルルートの指定にあたっては、山岳高原ならではの特色ある観光資源を国内外にアピールするために、山間部特有の変化に富んだルートの指定にも配慮するとともに、地方自治体による走行環境整備等への財政支援を拡充すること

6 観光需要の平準化に向けた働き方改革（厚生労働省・経済産業省・観光庁）

観光需要の平準化を図るため、２労働週(週５日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるＩＬＯの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇などの働きかけを行うこと

32　ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて

長野県の状況

【総務省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

・令和元年東日本台風を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
・令和２年４月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定。同　10月、「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定

取　組

○2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定（R3.6）

○温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）に向け分野ごとに目標を設定し、取組を推進

・令和５年11月には施策効果を定量化した「戦略ロードマップ」を策定し、取組を強化

分野	数値目標	主な取組
交通	EV乗用車を10万台 公共交通利用者１億人	道の駅や空白地域への充電設備設置補助 地域連携ICカード導入支援、公共交通情報のオープンデータ化
建物	全ての新築建築物のZEH・ZEB化	新築住宅のZEH水準適合義務化（R10.4）、信州健康ゼロエネ住宅補助
産業	エネルギー消費量を年３%削減	事業活動温暖化対策計画書の提出を義務付け 使用エネルギーの可視化支援・融資制度
再エネ	住宅屋根ソーラー22万件 小水力発電103.2万kW	住宅への太陽光発電設備等の導入補助 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化（R10.4） 小水力発電の導入補助、地域調整等に県が関与・支援
吸収・適応	CO_2吸収量177万t-CO_2	森林づくり県民税を活用し、再造林等へ補助

○長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行（R6.4）

・地元への説明会を義務付けたほか、特定区域内での設置を許可制とし、自然環境等の保全、県民の安全を確保。

課　題

■ 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**

■ 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常の生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**

提案・要望

1　国の全政策への脱炭素の視点の取り入れ（環境省）

2050ゼロカーボンに向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点が取り入れられるよう各省庁に働きかけること

2　建築物等の脱炭素化の推進（資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）

ZEH・ZEB水準への省エネ基準適合義務化を早期に実現するとともに、各省庁の補助制度もZEH・ZEBを前提としたものにすること

また、地域におけるZEH水準を上回る先導的な取組に対する支援を拡充すること

あわせて、開口部対策等の省エネ改修に対する支援を抜本的に拡充し、既存建築物のゼロエネルギー化を推進すること

3　交通（自動車）の脱炭素化の推進（経済産業省・国土交通省・環境省）

エネルギー安全保障及び脱炭素化の観点から、ＥＶの普及促進に向け、補助上限額の引上げ、税制優遇の拡充、高速道路料金の減免等の支援を抜本的に拡充するとともに、充電インフラの整備を計画的かつ着実に進めること

また、CO2排出量の多いバス・トラック等の大型商用車の脱炭素化に向けた具体的な普及目標及びロードマップを早期に策定するとともに、導入支援を継続・拡充し、運輸部門の脱炭素化を推進すること

4　再生可能エネルギーの主力電源化の推進（資源エネルギー庁・環境省）

「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」の着実な実施を通じて不適正事案に対する対応を強化する一方で、屋根設置等の地域共生が図られた再生可能エネルギーの主力電源化を推進し、2040年における電源構成５割の実現を図ること

また、太陽光発電などの変動型再生可能エネルギーを最大限活用できるよう、需給調整機能の拡充等のインフラ整備を推進するとともに、地域内での再生可能エネルギーの活用を促進するため、一般送配電事業者に対し、系統接続協議等の迅速化・円滑化を働きかけること

5　再生可能エネルギーに係る新技術の導入推進（資源エネルギー庁・環境省）

ペロブスカイト太陽電池について、建築物の屋根及び壁面等への導入拡大を見据え、関係法令及び技術基準の整備を進めるとともに、導入コスト低減に向けた支援を強化し、早期の社会実装を推進すること

また、海外で導入が進むプラグインソーラー等の新技術について、国内普及に向けた制度及び技術基準の整備を推進すること

あわせて、これらの新技術の開発及び普及を国内産業の成長につなげるため、設備製造等に係る国内サプライチェーンの構築を推進すること

6　地方公共団体等の取組への支援の拡充（総務省・環境省）

地方公共団体による地域脱炭素の取組を推進するため、脱炭素化推進事業債について、予算規模及び対象事業の拡充を行うこと

また、地域脱炭素推進交付金について、物価高騰を踏まえ必要かつ十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度とすること

さらに、地方自治体における人材及びノウハウの不足に対応するため、中長期的な人材派遣を可能とする支援制度を構築すること

あわせて、地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する普及啓発活動、広報活動及び活動支援等に対し、地域の実情に応じた十分な財政支援を行うこと

33　循環型社会形成推進交付金について

【環境省】

長野県の状況

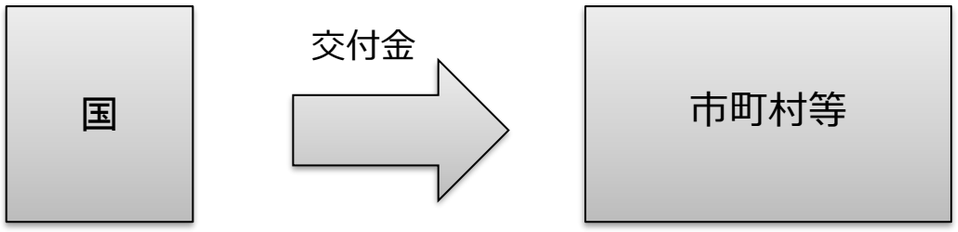
●環境負荷の少ない社会づくりを推進するため、ごみの減量化や発生抑制を促進

・市町村等が廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援

・市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援
（地域計画への助言、交付申請・実績報告等の審査など）

取　組

○事業の概要と内示状況等



※県は地域計画への助言、交付申請等の審査・会計により支援

令和８年度の交付金内示状況（施設整備関係）　（単位：百万円）

事業主体	交付対象事業	要望額	内示額	内示率
松本市ほか 10事業主体	・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設） ・最終処分場 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・基幹的設備改良事業	1,886	1,886	100%

【参考】Ｒ９～13要望予定額：18,930百万円（R8.9時点）

【交付先】
市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象の廃棄物処理施設】
ごみ焼却施設・最終処分場・リサイクルセンターの新設、既存施設の基幹的設備改良事業　等
※管理棟や周辺環境整備、最終処分場の用地費等は交付対象外
※解体費は新施設建設を伴う廃焼却施設のみが対象

【交付率】
交付対象経費の１／３（一部の先進的な施設については１／２）

課　題

■安全安心な暮らしを支える基幹インフラである**廃棄物処理施設は**、平成10年度以降にダイオキシン類対策のため整備した**施設の老朽化が進み**、更新時期を迎える中で**早急に整備を進める必要がある**

■**廃棄物処理施設の整備は**、建設着手までに長期にわたる地元協議を要し、複数年度にわたる**多額の事業費が必要**
市町村は厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施しているが、事業を計画のとおりに執行するためには、**国の安定した予算確保と継続した財政支援が必要不可欠**

■解体事業に関して、一部廃焼却施設では跡地利用要件が撤廃となり、支援拡充に御尽力いただいている
一方で、最終処分場などの一部の施設整備に係る**用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費**、**既存施設の解体のみの場合**や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合の**解体撤去工事費**は**交付金の交付対象外**となっている

■廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、**施設周辺や地域環境の整備も欠かせず**、相当な費用を要することから、それに対する交付金による**財政支援範囲の拡充が必要**である

■国内におけるプラスチック資源循環を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備に対する**交付金の交付率の拡大**する必要がある

提案・要望

1　必要となる予算の確保

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った**所要額を確実に満額交付する**こと

2　支援範囲や交付率の拡充

最終処分場や焼却施設などの廃棄物処理施設の整備について、**用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費、解体撤去工事費**についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための**周辺環境整備に要する費用**についても、**新たに交付対象とする**こと

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備に対する交付金**交付率を拡大**すること

34　国立・国定公園等における環境保全と適正利用の推進について

【環境省】

長野県の状況

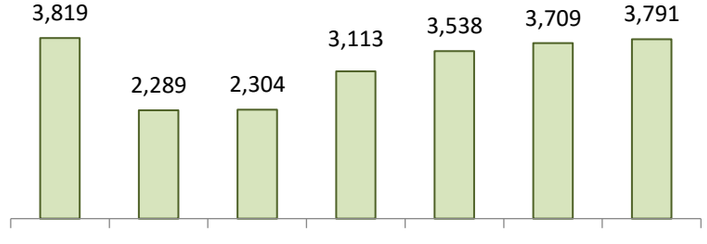
●自然公園等の魅力向上

・豊かな自然環境を有する本県は、県土の約21%（27万９千ha：全国３番目）が自然公園に指定され、3千万人以上の利用者が自然公園を訪問
・自然の楽しみ方が多様化し、これまであった登山だけでなく標高に拘らないトレイルハイキングを楽しむ者もいる

取　組

○**「自然公園グレードアップ構想」による魅力向上**（H29~）
①ハード整備…登山道、トイレ、道標等の整備
②ソフト充実…希少種保全の取組など
③体制づくり…公園のあり方を地域で考える仕組みの構築など

県内自然公園利用者数（単位：万人）



●公園施設の整備促進

・長野県内の登山道は、国立公園及びその周辺だけでも、600キロメートルを超え、その多くは市町村や山小屋関係者、地域ボランティア等の協働管理による応急的な対応で維持･補修されており、地元負担が年々増加している

取　組

○**ふるさと信州寄付金等を活用した山岳環境の保全**（H21～）
・企業からの寄付金やふるさと信州寄付金、企業版ふるさと納税等を活用し、市町村及び公益的役割を担う山小屋関係団体が実施する登山道の維持・補修や案内看板の設置などを支援することにより、長野県の山岳環境の保全を推進。



豪雨によって損傷した登山道

●御嶽山国定公園の新規指定

・令和８年４月10日、御嶽山国定公園の新規指定。地元自治体、関係者とともに周知を強化し、御嶽山の利活用促進を図る
・令和８年７月４日、御嶽山国定公園指定記念式典を木曽町で開催

課　題

■国立・国定公園において施設整備を実施する「自然環境整備交付金」は、**要望に対する国庫補助の割合が特に国定公園において低調で、地元自治体の負担が大きく、整備が順調に進んでいない**

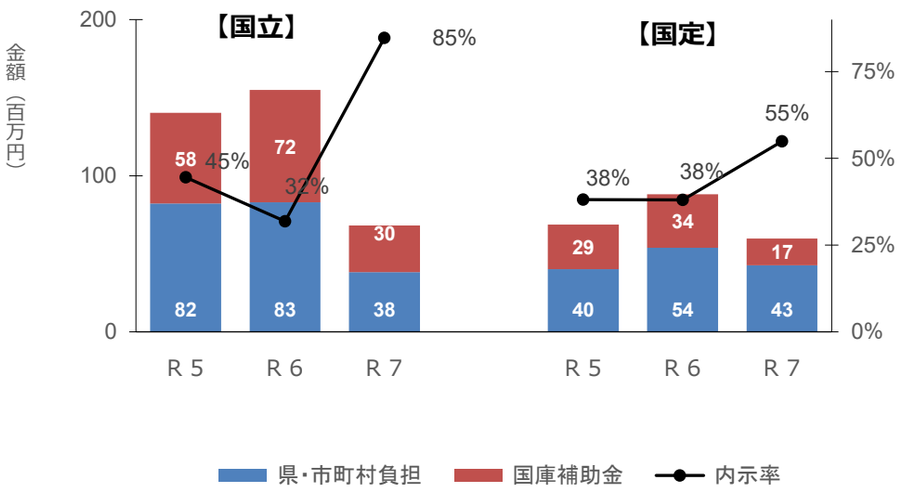
■インバウンド受入環境整備の需要が高まる中、自然環境整備交付金の配分が要望額を下回る状況が続いていることから、**国際観光旅客税財源事業への需要が高まっている**。また、複数年度にわたる事業については、**２年度目以降の事業費が交付対象とならず、**地方公共団体の負担が大きい

■近年、豪雨等の自然災害の頻発や一部山域における利用の集中により登山道の荒廃が進行しており、**継続的な整備・維持管理に必要な財源の確保**が課題となっている

■国立公園については、特別保護地区・第１種特別地域で行われる公園事業は直轄事業で行うとされているが、**国による整備が十分に進んでいない**

■御嶽山の国定公園化により自然公園への来訪者の増加が見込まれることから、登山道及び園地の整備、標識及び看板のインバウンド対応等が早期に必要

公園内の整備における内示率と事業費負担区分



提案・要望

1　国立・国定公園における公園施設の整備促進

（１）自然環境整備交付金について、施設整備を進めるために必要な予算を確保すること。特に、今年指定された御嶽山国定公園の施設整備を行うことを踏まえ、満額措置すること
（２）山岳等受入環境改善等事業による支援を継続的に実施できるよう、必要な予算を十分に確保すること
（３）国立公園の特別保護地区及び第１種特別地域内の公園施設については、三位一体の改革に伴う平成16年12月27日付け「自然公園等事業の改革について」の自然環境局通知に基づき国直轄による主体的な整備を行うこと

2　国立・国定公園に活用されている国際観光旅客税財源事業の予算確保

（１）国立・国定公園に活用されている国際観光旅客税財源事業については、要望額が大幅に増える見込みであるため、施設整備に必要な予算を十分に確保すること
（２）自然環境整備交付金と同様、複数年度にわたる事業の全てが交付対象となるよう制度を見直すこと

35　クビアカツヤカミキリによる被害対策の強化について

【農林水産省・環境省】

長野県の状況

●クビアカツヤカミキリの侵入・定着防止対策の強化

・長野県では令和８年７月に県内で初めてクビアカツヤカミキリが確認され、**その後、県内一部地域において本県主力品種であるプルーン等への被害が確認されている。**また、近隣県においても被害地域が拡大しており、県内にはサクラの名所や**全国有数の**果樹産地が広く分布していることから、県内への定着及び被害拡大が懸念されている

・被害の拡大防止には侵入初期段階での早期発見・早期防除が不可欠である一方、調査、防除、被害木の伐採・処理等には多大な人的・財政的負担を要することから、国による支援と広域的な連携体制の強化が必要である

取　組

○県民等を対象とした普及啓発及び情報提供の実施

県ホームページでの情報発信や長野県版外来種対策ハンドブックの作成を通じて、県民に対し、クビアカツヤカミキリの特徴や被害の見分け方、防除方法及び発見時の通報方法等に関する普及啓発を実施している

○市町村等と連携した発生状況調査及び監視体制の強化

市町村や関係機関と連携し、発生状況調査や情報収集を実施するとともに、初確認地点周辺における調査及び防除対策に取り組んでいる





○市町村や関係機関と連携した防除体制の構築及び被害拡大防止のための防除対応の実施

資材の購入や初動対応マニュアルの作成、防除体制の整備、地域防除戦略の策定に向けた検討、市町村等を対象とした説明会・講習会の開催を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、防除対応を実施している

課　題

■クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物対策は、継続的な調査、防除及び監視に多大な人的・財政的負担を要しており、**地方公共団体単独での対応には限界がある**

■クビアカツヤカミキリは県境を越えて分布を拡大することから、**封じ込めのためには、発生状況を踏まえた広域的な防除エリアの設定や一斉防除の実施が必要である。このため、被害情報や防除履歴等を関係自治体間で共有するための情報共有体制の整備が急務である**

■クビアカツヤカミキリによる被害の拡大防止には早期発見・早期防除が不可欠であるが、本種の認知度は十分といえず、発見や通報につながりにくい状況にある。**農業者・農業関係者に加え、地域住民への普及啓発の強化が急務となっている**

提案・要望

1　クビアカツヤカミキリに対する国主導による調査・防除及び広域一斉防除体制の構築（環境省）

（１）クビアカツヤカミキリによる被害拡大の抑制について、都府県単位での対策には限界があることから、防除戦略の目標である2030年度を目途に被害地域の縮小へ道筋をつけるために、被害発生地域においては、**国が主導して必要な調査及び防除を実施**すること

（２）クビアカツヤカミキリの効果的かつ全国的な防除を図るため、環境省及び農林水産省が連携し、国の防除戦略に基づく**より効果的な防除手法の研究開発、情報共有、技術的支援を推進するとともに、国民への普及啓発**を行うこと

（３）**GISデータの活用等による被害通報データベースを早急に構築**するとともに、各自治体が防除エリアの設定等に活用できるよう、**被害発生箇所や防除履歴等を一覧化・共有化できる機能を整備**すること

2　クビアカツヤカミキリ等の防除に対する予算の確保（農林水産省・環境省）

クビアカツヤカミキリ対策には、地方公共団体に大きな財政負担が生じていることから、「特定外来生物防除等対策事業」及び「自然観光資源の毀損を防ぐための外来生物対策事業」等による調査・監視、「消費・安全対策交付金」及び「持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策」による**防除並びに被害木の伐採・処理に必要な予算を十分に確保**すること

また、ナガエツルノゲイトウ等は長野県内では未確認ではあるものの、今後の侵入・定着が懸念されることから、侵入・定着防止対策に必要な事業予算の確保に努められたい

36　県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策の推進について

【環境省】

長野県の状況

●県民の命や暮らしに影響を及ぼすツキノワグマによる被害

・ツキノワグマの人の日常生活圏への出没件数、人身被害が高止まり（R5:11件12名、R6:12件13名、R7:11件16名）
・緊急銃猟制度の運用に向けて、市町村や捕獲者に負担や不安が生じている（長野県における緊急銃猟の実績:0件）

取　組

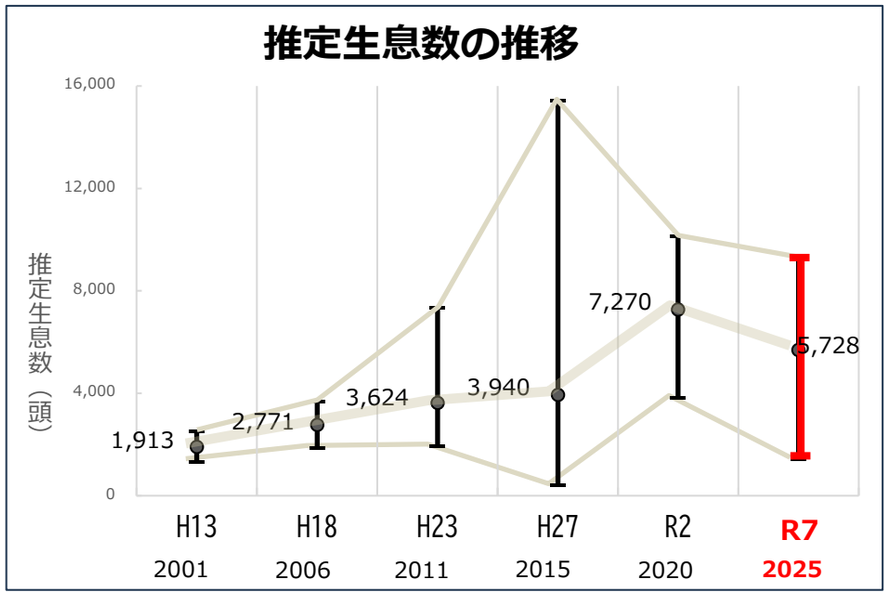
○ 保護管理ユニットと推定生息数

・「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)」に示される４つに保護管理ユニットに跨る
・令和７年度末(2025)の推定生息数
1,441～ 9,367頭（中央値5,728頭）
・推定生息数は、５年に一度の生息状況調査結果から得られた生息密度に生息面積を乗じて算出
・推定幅が大きく、精度向上が課題

保護管理ユニット	関係行政機関	個体群水準
越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、**長野県**	4
北アルプス	新潟県、富山県、**長野県**、岐阜県	4
関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、**長野県**	4
中央・南アルプス	山梨県、**長野県**、岐阜県、静岡県、愛知県	4

保護管理ユニット図（環境省）





○ 狩猟免許交付者数

・9,758名（H19）　⇒　6,772名（R6）
・60歳以上の割合　51.2%(R6)

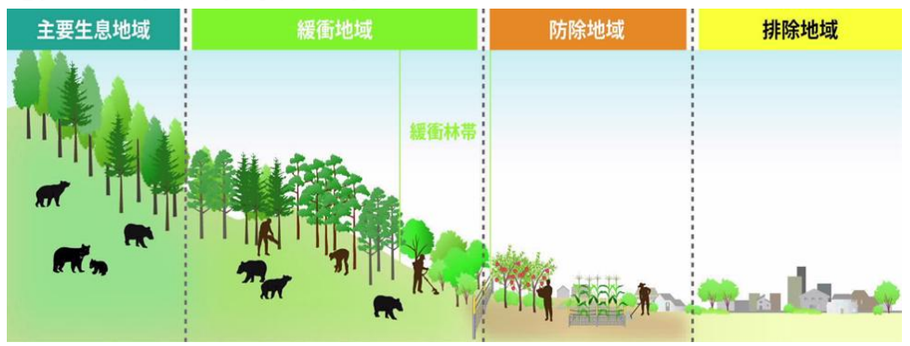
○ 射撃場の現状

・「指定射撃場」11施設（県営1(H6),民営10）
・民営はS40～60年代開場、施設が老朽化

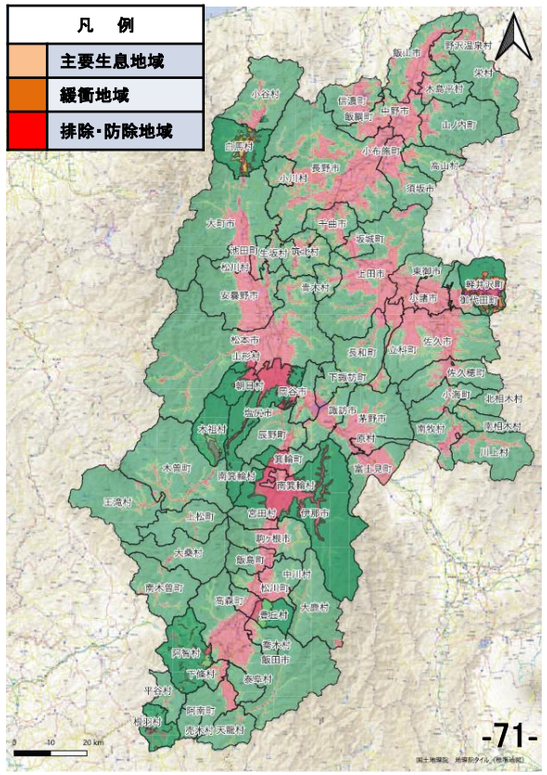
○ ゾーニング管理導入

・15市町村でゾーニング管理導入済（R8.9現在）
全県ゾーニング案を作成、担当者研修を開催し、令和８年度中の全市町村での導入を目指す

【ゾーニングのイメージ】



【全県ゾーニング案】



課　題

■ 広域管理体制の構築及び科学的知見に基づく個体数管理の推進

・クマによる人身被害や生活圏への出没が増加する中、都県単独での対応には限界があり、国が推進する広域的かつ科学的な管理体制の構築が急務

■ 捕獲従事者の確保・育成及び捕獲体制の強化

・捕獲従事者の高齢化や担い手不足が進む中、地域の捕獲体制の維持・強化や、緊急銃猟等に対応できる専門人材の確保育成が課題

■ 人とクマのすみ分けの実現に向けた出没防止対策の推進

・クマの生活圏への出没を未然に防止するため、ゾーニング管理の普及とともに、森林・里山等の環境整備を含めた総合的な対策の推進が必要

提案・要望

1　広域管理体制の構築及び科学的知見に基づく個体数管理の推進

・国が主体となって、広域協議会を設置・運営し、広域保護管理方針の策定や都県間の連携・調整を担う体制を構築すること
・国による全国統一的な生息状況調査を継続するとともに、保護管理ユニット単位での広域モニタリング体制を構築すること
・AI画像解析やDNA分析等を活用した調査研究を推進し、広域的な保護管理及び被害防止対策に活用できる体制を整備すること

2　捕獲従事者の確保・育成及び捕獲体制の強化

・狩猟免許の取得や捕獲装備の導入に対する支援を拡充し、若年層等の新規参入を促進すること
・安全かつ効果的な捕獲活動を実施できる人材を育成するため、射撃場等の訓練基盤の整備・更新に対する支援を強化すること
・野生鳥獣対策の中核を担う専門人材（ガバメントハンター）の育成、雇用、配置及び定着を一体的に支援する制度を構築すること

3　人とクマのすみ分けの実現に向けた出没防止対策の推進

・市町村におけるゾーニング管理の導入を促進するため、緩衝帯整備や侵入防止柵の設置等、維持管理を含めた継続的な支援を行うとともに、導入自治体に対する財政的なインセンティブ措置を講じること
・森林整備、里山管理等の関連施策を一体的に推進できるよう関係省庁間の連携を強化し、地域における実施体制の充実を図ること

37　日米地位協定の見直し等について

【外務省・防衛省】

長野県の状況

●米軍機の飛行に対して県民から不安や恐怖の声が寄せられている

・以前から、長野県内では米軍機の騒音や目撃情報が寄せられており、住民から不安や恐怖を訴える声が寄せられている
・さらに、令和７年３月25日に米軍普天間基地所属の米軍機（オスプレイ）が松本空港に予防着陸し、翌日にもう１機が離発着。
民間航空機２便が目的地の変更・欠航を余儀なくされた。
・地域住民からは、不安や恐怖を覚えたとの声や、詳細な経過や原因究明、再発防止の説明を求める声が県に寄せられた

長野県内の状況

○航空機の騒音・目撃情報の収集

・平成24年12月10日より、 MV-22オスプレイを含む米軍機の飛行実態を把握するため、住民から県内を飛行した航空機の目撃情報の収集を実施
・収集する情報は、機体数のみならず、騒音の程度や感じ方なども確認
・寄せられた情報は、自衛隊長野地方協力本部と北関東防衛局前橋防衛事務所へ照会し、自衛隊機又は米軍機の飛行があったか否かを確認

＜県民からの目撃情報(R2~R8)＞

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
米軍機	0	0	178	0	0	0	0
米ｵｽﾌﾟﾚｲ	27	0	0	0	5	0	0
自衛隊	45	26	20	3	0	2	0
不明	289	92	43	79	87	87	0
調査中	-	-	-	-	-	14	96
計	361	118	241	82	92	103	96

○これまでの米軍機の低空飛行訓練等に係る要請状況

・県民の安全・安心を脅かすような米軍機の飛行が確認された際には、国への要請等を実施
＜要請状況＞　平成24年度以降：11回　（直近　令和７年度、５年度、4年度、2年度、元年度）

○令和７年３月の米軍機（オスプレイ）の松本空港への予防着陸への対応

・令和７年３月25日、米軍のオスプレイが松本空港に予防着陸し、滑走路が一時閉鎖され民間便の運航に影響が発生

＜事案に対する長野県の対応状況＞

・松本空港を離陸した米軍機に係る緊急要請
（令和７年３月28日　北関東防衛局長へ手交）
・緊急要請に対する防衛省・米軍の対応の確認
（令和７年５月27日　北関東防衛局に訪問）


令和７年３月28日　緊急要請の様子

課　題

■**松本空港には「空港を軍事目的の用に供さない」とする県・関係市と地元の協定がある。**
地元に対して丁寧に説明をし、理解を得ながら空港の運用を行っている松本空港にとって、詳細な情報提供がないと、今後の地元住民との関係に悪影響を及ぼす可能性がある。

■日米地位協定は締結以来一度も改定されておらず、また**米軍機には航空法令など国内法が適用されない**

■**県民からは米軍機の低空飛行や騒音に対する苦情や事故への不安の声が県に寄せられている**

■令和５年７月10日から、**MV-22オスプレイが、**沖縄県を除く日本国内の住宅地等の上空を避けた**山岳地帯において、高度500フィート（約150m）未満200フィート（約60m）までの飛行訓練を実施する**こととなり、山岳高原観光地が多い長野県では、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことが懸念される

■**県民から寄せられた航空機の目撃情報について、**県から防衛省を通じて米軍に対して照会しているが、**明確な回答が得られない事例が多い**

提案・要望

1　日米地位協定の見直し

日米地位協定を見直し、航空法令などの**国内法を原則として米軍にも適用させる**こと。加えて、米軍には「松本空港を軍事目的の用に供さないものとする」と定めている**地方自治体と空港地元地区による協定を十分留意させる**こと

2　日米地位協定の解釈及び運用基準の明確化

日米地位協定第５条については、規定の解釈及び運用を明確に示し、不測の事態が発生した場合においても、地方自治体や空港管理者が迅速かつ的確に判断し対応できるようにすること

3　米軍機の飛行訓練について

国の責任で訓練ルートや訓練の実施時期について**速やかかつ詳細な事前情報提供を行い**、関係自治体や地域住民の不安を払拭したうえで実施するよう、**十分な配慮をする**こと。また、**県民や観光客に不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎む**こと